

約款コード

7600-8700-2604

上記の約款コードは、フコクしんらい生命ホームページから
「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用します。

ご契約のしおり・約款

特約の中途付加用



ご契約のしおり ● 目次

中途付加された特約についての重要事項、諸手続きなど、ぜひご理解いただきたい事項をわかりやすく説明しています。

主な保険用語のご説明	2
お願いとお知らせ	4
特約の中途付加のお取扱いについて	
① 特約の中途付加のお取扱い	14
保険金等の支払いについて	
② 定期保険に中途付加される特約の保険金等の支払い	16
③ 解約返戻金抑制型医療保険に中途付加される特約の保険金等の支払い	23
④ 保険契約者代理特約・指定代理請求特約	35
⑤ 保険金等をお支払いできない場合	42
ご契約に際して	
⑥ 健康状態や職業などの告知義務	52
⑦ 特約の中途付加のお断りと特別条件	53
⑧ 告知が事実と相違する場合	54
⑨ 保険証券の確認	55
⑩ 中途付加した特約の保障の開始（責任開始期）	56
ご契約後について	
⑪ 特約の自動更新	57
⑫ 特約の解約と解約返戻金	58



特約条項 ● 目次

ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

がん保障定期保険特約条項	59
介護保障定期保険特約条項	72
軽度介護保障特約条項	85
退院後通院特約条項	98
特定8疾病・特定感染症入院特約条項	104
先進医療特約条項	112
保険契約者代理特約条項	119
指定代理請求特約条項	122
特別条件付保険特約条項	125
特別条件付保険特約条項 (2013)	128
保険料口座振替特約条項	131
保険料クレジットカード払特約条項	133
団体扱特約条項 I	135
団体扱特約条項 II	137



主な保険用語のご説明

太字の用語は他の項目で説明しています。

か	かいやく へんれいきん 解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、 保険契約者 にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
き	きゅうふきん 給付金	所定の認知症と診断確定されたときなどに支払われるお金のことです。
け	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える 契約日 の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。
	けいやくねんれい 契約年齢	ご契約時の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
	けいやくび 契約日	主契約の保障開始の日（ 責任開始期 ）をいい、 契約年齢 ・保険期間などの計算の基準日になります。なお、 保険料 の払込方法により異なる場合があります。
こ	こくちぎむ 告知義務と	保険契約者 と 被保険者 には、特約の中途付加などをされるときに、現在の健康状態やご職業・過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）いただきます。これを「告知義務」といいます。その際に事実が告げられなかったときには、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
	こくちぎむいはん 告知義務違反	
し	しっこう 失効	猶予期間を過ぎても 保険料 のお払込みがなく、契約の効力が失われることです。
	していだりせいきゆうにん 指定代理請求人	被保険者 が 保険金 等を請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その 保険金 等を請求する人をいいます。指定代理請求人は、 保険契約者 があらかじめ指定した方となります。また、指定代理請求人が 保険金 等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が 保険金 等の代理請求をすることができます。
	しはいげんど 支払限度	約款・特約条項で定める、 保険金 等のお支払いに関する支払回数、回数、金額の限度のことをいいます。
	しはいじゆう 支払事由	約款・特約条項で定める、 保険金 等をお支払いする場合をいいます。
	しゅけいやく とくやく 主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

せ せきにかいしき 責任開始期	当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。
せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の 保険金 などをお支払いするために、 保険料 のなかから積み立てられるものをいいます。
は はらいごみきげつ 払込期月	保険料 をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える 契約応当日 の属する月の初日から末日までの期間をいいます。
ひ ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として 保険 がかけられている人のことをいいます。
ほ ほけんきん 保険金	被保険者 の死亡・高度障害のとき、または満期を迎えたときなどに支払われるお金のことです。
ほけんきんうけとり 保険金受取人	保険契約者 が指定した 保険金 を受け取る人をいいます。
ほけん けいやくしゃ 保険契約者	当社と 保険契約 を結び、 契約 上のいろいろな権利（ 契約 内容変更などの請求権）と義務（ 保険料 支払義務）をもつ人をいいます。
ほけんけいやくしゃだいにん 保険契約者代理人	保険契約者 が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、 保険契約者 の代理人として、手続きを行う人をいいます。 保険契約者 代理人は、 保険契約者 があらかじめ指定した方となります。
ほけんしょうけん 保険証券	ご 契約 の 保険金額 や 保険期間 などの 契約 内容を具体的に記載したものです。
ほけんりょう 保険料	保険契約者 からお払い込みいただくお金のことです。
む むこう 無効	ご 契約 の当初からご 契約 の効力がなくなることを入います。
や やっかん 約款	ご 契約 から消滅までの 契約 内容を記載したものです。



お願いとお知らせ

特約中途付加のお申込みは、ご自身でお手続きください



特約中途付加のお申込みは、申込内容を十分お確かめのうえ、ご自身でお手続きください。

保険契約の締結について



保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

なお、お客さまの担当である当社の代理店（生命保険募集人）の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社の「お客さまサービス室」までご連絡ください。



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

クーリング・オフ制度は適用されません



- クーリング・オフ制度とは、申込者または保険契約者が、ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができる制度です。しかしながら、特約の中途付加などの、すでにご契約いただいている契約内容の変更をされる場合には、この制度の適用はございませんのでご注意ください。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、 特約の中途付加のお申込みをご検討されている方へ



- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 特約の中途付加のお申込みについても告知義務があるため、告知の内容によっては特約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより中途付加された特約が解除・取消しとなることもあります。
- 中途付加された特約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、中途付加された特約で保険金等をお支払いできないこともあります。
 - ・ 中途付加された特約の保険金等のお支払いおよび責任開始期については ⑤ **保険金等をお支払いできない場合** および ⑩ **中途付加した特約の保障の開始（責任開始期）** をご確認ください。
 - ・ 特につきの内容にご留意ください。

- ・ 中途付加された特約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したときは特約死亡保険金の免責事由に該当します。
- ・ がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、中途付加された特約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
- ・ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、中途付加された特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、中途付加された特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

お客さまの個人情報に関する取扱い



1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

(1) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医

療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

(2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客さまの個人情報を第三者に提供することがあります。

- ①医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

(3) その他個人情報の利用・提供

- ①法令にもとづく場合
- ②当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧くださいか、お客さまサービス室へご照会ください。



フコクしんらい生命

【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客さまサービス室】

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

取引時確認に関するお願い



- 当社は、ご契約により、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、職業等の確認を行っております。
- 本人特定事項等を変更されたときは、当社までご連絡ください。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について



当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎの(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社窓口にお問合わせください。

(ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ロ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (ハ) 当社が取り扱う個人情報の漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (ニ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合



登録事項

- 2024年3月31日以前の登録事項
 - ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
 - ③入院給付金の種類および日額
 - ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - ⑤取扱会社名

 - 2024年4月1日以降の登録事項
 - ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ②普通死亡保険金の金額
 - ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
 - ④災害死亡保険金の金額
 - ⑤がん給付金の一時金額
 - ⑥就業不能保障給付金の月額
 - ⑦先進医療保障給付の件数
 - ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - ⑨取扱会社名
- ※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

参照

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.fukokushinrai.co.jp/personal_information/sharing.html#sec01) をご確認ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎの(ア)～(イ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社窓口にお問合わせください。
 - (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (イ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合



相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.fukoku-shinrai.co.jp/personal_information/sharing.html#sec02) をご確認ください。

当社の組織形態



- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

申込書等の内容を富国生命保険（相）が知ることがあります



当社は、業務または事務の一部を富国生命保険相互会社に委託しております。したがって、申込書、告知書、変更請求書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富国生命保険相互会社が知ることがあります。

業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について



保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について



当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊２）を除き、責任準備金等（＊３）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊１）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）

（＊２）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

= 90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および

財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

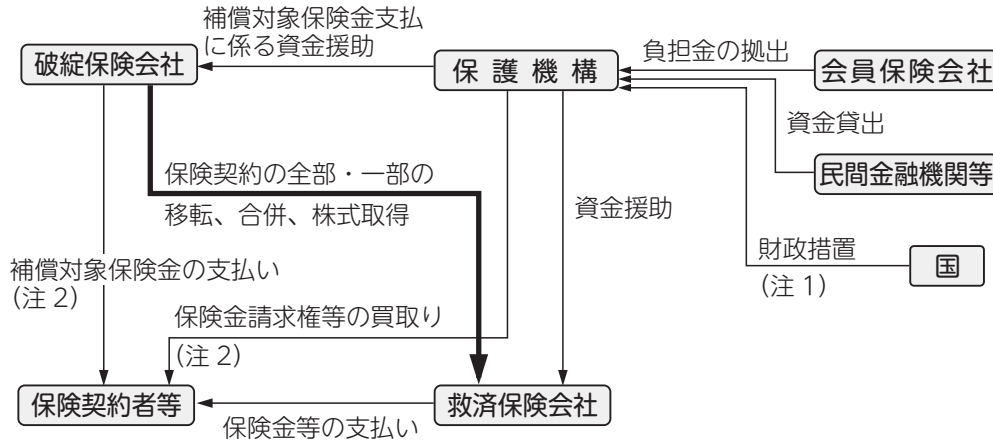
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いにそなえ、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

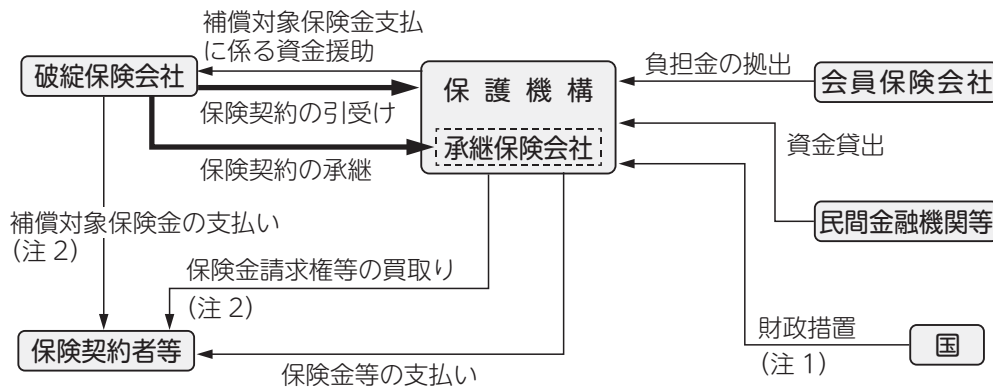


仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>



特約の中途付加のお取扱いについて

1 特約の中途付加のお取扱い



つぎのとおり、主契約の保険種類により特約の中途付加のお取扱いが異なります。

主契約が定期保険の場合

主契約が定期保険の場合、つぎの特約を中途付加することができます。

- ・がん保障定期保険特約（※1）
- ・介護保障定期保険特約（※1）
- ・軽度介護保障特約（※1）（※2）

（※1）主契約に引受基準緩和特約が付加されている場合、中途付加することはできません。

（※2）主契約に介護保障定期保険特約が付加されていない場合、中途付加することはできません。（介護保障定期保険特約とあわせて中途付加する場合は除きます。）



定期保険に中途付加される特約の保険金等の支払いについては、② 定期保険に中途付加される特約の保険金等の支払い をご参照ください。

主契約が解約返戻金抑制型医療保険の場合

主契約が解約返戻金抑制型医療保険の場合、つぎの特約を中途付加することができます。

- ・退院後通院特約
- ・特定8疾病・特定感染症入院特約
- ・先進医療特約
- ・介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特則付）（※1）
- ・軽度介護保障特約（※2）

（※1）保険料払込期間と保険期間が異なる主契約へ中途付加することはできません。

（※2）つぎの場合、中途付加することはできません。

- ・主契約に介護保障定期保険特約が付加されていない場合（介護保障定期保険特約とあわせて中途付加する場合は除きます。）
- ・主契約に生存給付金特約が付加されている場合（軽度介護保障特約に生存給付金特則を付加しない場合には、中途付加することができます。）



解約返戻金抑制型医療保険に中途付加される特約の保険金等の支払いについては、③ 解約返戻金抑制型医療保険に中途付加される特約の保険金等の支払い をご参照ください。

ご注意

- 中途付加のお取扱いは、将来変更することがあります。
- 以上の特約にはお取扱いできない場合がありますのでご了承ください。
- お取扱条件の詳細につきましては、当社の代理店または当社までご照会ください。

主な保険用語の
ご説明

お願いとお知らせ

特約の中途付加の
お取扱いについて

保険金等の
支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について



2

定期保険に中途付加される特約の 保険金等の支払い



定期保険につきの特約を中途付加されますと、保障を充実させることができます。

がん保障定期保険特約

定期保険にがん保障定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	お支払額	受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人
被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中に、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんとして診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。）されたとき	特約がん保険金	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人

参照

対象となる「悪性新生物（がん）」については、がん保障定期保険特約条項「別表2 対象となる悪性新生物」をご参照ください。

ご注意

- 特約死亡保険金、特約がん保険金または特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅します。（重複してのお支払いはいたしません。）
- 特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特約がん保険金のお支払いはいたしません。
- 特約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。
- 「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、特約がん保険金のお支払対象とはなりません。

介護保障定期保険特約

定期保険に介護保障定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 保険金・給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知症給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定（※1）されたとき	認知症診断 給付金	特約保険金額 の20%	主契約の高度障害 保険金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の寝たきりによる要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金	特約保険金額	主契約の高度障害 保険金の受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害 保険金	特約保険金額	主契約の高度障害 保険金の受取人



- （※1）対象となる「認知症」の診断確定については、介護保障定期保険特約条項 第1条（認知症の定義および診断確定）および「別表2 認知症」をご参照ください。
- （※2）「公的介護保険制度」「要介護2以上」については、介護保障定期保険特約条項「別表3 公的介護保険制度、要介護2以上」をご参照ください。
- （※3）対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、介護保障定期保険特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	寝たきりによる要介護状態
<p>認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。</p> <p>(1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。</p> <p>(2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。</p> <p>(3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。</p>	<p>常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当して他人の介護を要する状態。</p> <p>(1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。</p> <p>(2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。</p> <p>①衣服の着脱が自分ではできない。</p> <p>②入浴が自分ではできない。</p> <p>③食物の摂取が自分ではできない。</p> <p>④大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p>

ご注意

- 認知症診断給付金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて1回限りとしません。
- 認知症診断給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知症診断給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅します。(重複してお支払いはいたしません。また、消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、保険金・給付金はお支払いできません。)
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって介護保険金の支払事由を変更することがあります。
- 認知症給付の責任開始日の前日まで(この特約の責任開始期前も含みます。)に認知症と診断確定された場合、認知症診断給付金のお支払いはできません。
この場合、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。(この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。)
この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知症に罹患していると診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

参照

定期保険に軽度介護保障特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、33ページの **(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較** をご参照ください。

軽度介護保障特約

定期保険に軽度介護保障特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知障害給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定（※1）されたとき	認知障害 給付金	特約基準金額 の5%	主契約の 高度障害 保険金の 受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度に基づく要支援1または要支援2（※2）に該当していると認定されたとき	要支援 給付金	特約基準金額 の20%	主契約の 高度障害 保険金の 受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度に基づく要介護1以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護 給付金	特約基準金額 の100% (ただし、要 支援給付金の 支払後は、特 約基準金額の 80%)	主契約の 高度障害 保険金の 受取人



- (※1) 対象となる「認知障害」の診断確定については、軽度介護保障特約条項 第1条（認知障害の定義および診断確定）および「別表2 認知障害」をご参照ください。
- (※2) 「公的介護保険制度」「要支援1または要支援2」「要介護1以上」については、軽度介護保障特約条項「別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上」をご参照ください。
- (※3) 対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、軽度介護保障特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	日常生活動作における要介護状態
<p>認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。</p> <p>(1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。</p> <p>(2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。</p> <p>(3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。</p>	<p>つぎのいずれかに該当して他人の介護を要する状態。</p> <p>(1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。</p> <p>(2) 衣服の着脱が自分ではできない。</p> <p>(3) 入浴が自分ではできない。</p> <p>(4) 食物の摂取が自分ではできない。</p> <p>(5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p>

ご注意

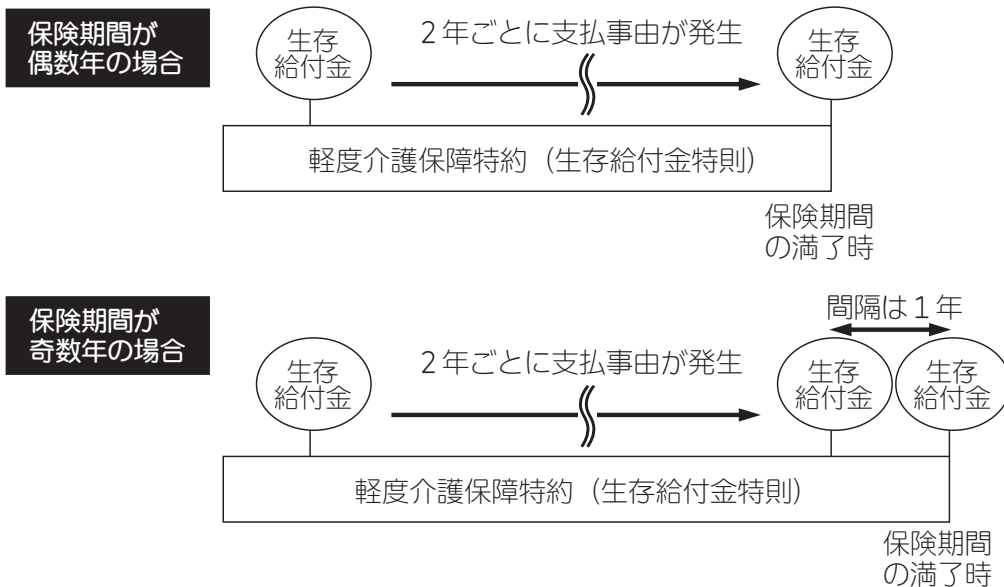
- 認知障害給付金、要支援給付金のお支払いは、それぞれ1回限りとします。
- 認知障害給付金または要支援給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知障害給付金不担保特則または要支援給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 軽度介護給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。（消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、給付金はお支払いできません。）
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって要支援給付金および軽度介護給付金の支払事由を変更することがあります。
- 認知障害給付の責任開始日の前日まで（この特約の責任開始期前も含みます。）に認知障害と診断確定された場合、認知障害給付金のお支払いはできません。
この場合、この特約の締結時より認知障害給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）
この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知障害と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

生存給付金の支払い

- 軽度介護保障特約には生存給付金特則を付加することができます。
なお、特則のみの中途付加はできません。
- 生存給付金特則を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者がつぎの時に生存しているとき (1) 特約保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時 (2) 特約保険期間の満了時	生存給付金	生存給付金額	保険契約者

保険期間の違いによる給付金の支払間隔の例



生存給付金の自動すえ置

- 生存給付金は、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- すえ置いた生存給付金は、保険契約者からご請求があったときまたはご契約が消滅したときに、お支払いします。

ご注意

- 生存給付金特則が解約その他の事由により消滅した場合、生存給付金のお支払いはありません。
- この特約の保険料のお払込みが免除された後、この特約が更新される場合、更新後の特約では生存給付金のお支払いはありません。

参照

定期保険に介護保障定期保険特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、33ページの（参考）介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較をご参照ください。

特約の保険期間、特約の消滅および減額

特約の保険期間

- 特約の保険期間は当社所定の範囲内で定めることができます。
- 満期となっても、当社所定の範囲内で自動的に更新されます。



更新については、⑪ **特約の自動更新** をご覧ください。

特約の消滅および減額

- つぎの場合、特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・主契約が払済保険に変更されたとき

- 主契約の死亡保険金が支払われることにより軽度介護保障特約が消滅した場合、軽度介護保障特約の責任準備金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。
- 主契約の保険金額を減額された場合など、特約の保険金額等が当社の定める限度をこえることとなるときは、特約が消滅または特約の保険金額等が減額されますのでご注意ください。
- 特約の減額は、当社所定の範囲内で取り扱います。

3

解約返戻金抑制型医療保険に中途付加される特約の保険金等の支払い

解約返戻金抑制型医療保険につきの特約を中途付加されますと、保障を充実させることができます。

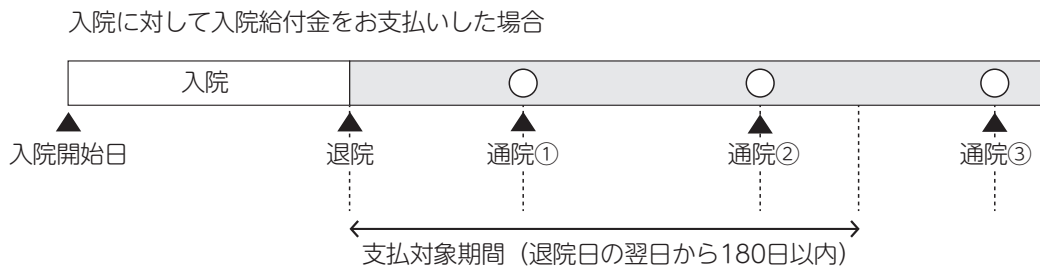
退院後通院特約

●解約返戻金抑制型医療保険に退院後通院特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者が支払対象期間（※）中に、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院をされたとき	通院給付金	通院給付金日額 × 通院日数	主契約の 給付金の受取人

（※）主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間をいいます。

通院給付金のお支払いの例



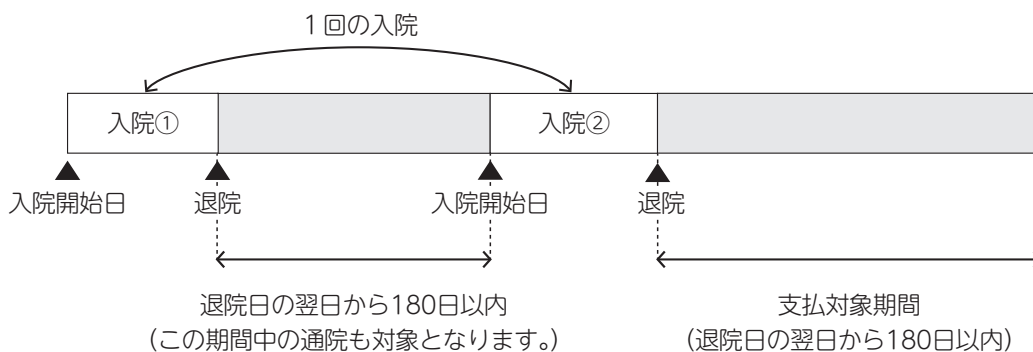
通院①、通院② ⇨ 支払対象期間内の通院であるためお支払いします。

通院③ ⇨ 退院日から180日経過しているためお支払いしません。

- 2回以上の入院を1回の入院として取り扱う場合（※）で、最初の入院の退院日後、最後の入院の前日までの間に通院したときは、入院期間中を除き、通院給付金の支払対象とします。



1回の入院とみなされる2回以上の入院をした場合の通院給付金のお支払いの例



(注) 入院①と入院②を1回の入院とみなす場合、入院①の退院日後入院②の前日までの間の通院日数と、支払対象期間中の通院日数を合算して、30日を支払限度とします。

(※) 主契約では、つぎのいずれかに該当するときは、2回以上の入院でも1回の入院として取り扱います。

① 同一の不慮の事故による入院をした場合。

ただし、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

② 同一の疾病による入院をした場合。(医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、同一の疾病として取り扱います。)

ただし、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院(特定8疾病入院無制限特則により主契約の疾病入院給付金が支払われることとなった入院を除きます。)の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな疾病による入院として取り扱います。



- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われない入院の退院後に通院をされた場合は、通院給付金をお支払いしません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、通院給付金は重複してはお支払いしません。
- 2つ以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をされた場合、通院給付金は重複してはお支払いしません。
- 入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金をお支払いしません。

- 通院給付金のお支払限度日数は、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる1回の入院のその通院につき、30日とします。
- 保険期間を通じての通院給付金の支払限度はありません。
- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達した場合、この特約は消滅します。ただし、主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合を除きます。

特定8疾病・特定感染症入院特約

- 解約返戻金抑制型医療保険に特定8疾病・特定感染症入院特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者が 特定8疾病（※1）または 特定感染症（※2）により 1日以上入院されたとき	特定8疾病・特定感染症 入院給付金	①入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額×5 ②入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	主契約の 給付金の 受取人

（※1）対象となる「特定8疾病」とは、「がん（上皮内がんや高度異形成（子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の高度異形成に限ります。））、皮膚がんを含みます。）」「心疾患」「脳血管疾患」「糖尿病」「高血圧性疾患・大動脈瘤等」「腎疾患」「肝疾患」「脾疾患」をいいます。（高血圧性心疾患は、「高血圧性疾患・大動脈瘤等」に含まれます。「心疾患」には含まれません。）

（※2）対象となる「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。



くわしくは、特定8疾病・特定感染症入院特約条項「別表2 対象となる特定3疾病・特定8疾病」「別表3 対象となる特定感染症」をご参照ください。



当社は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正が、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由を変更することがあります。

- 支払限度の型と特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払限度日数は、つぎのとおりです。

支払限度の型	お支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日

保険金等の支払いについて

- 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払日数が通算して1095日に達した場合、この特約は消滅します。ただし、特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合を除きます。
- 特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。（特定8疾病入院無制限特則による特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。）

ご注意

主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、この特約にも特定8疾病入院無制限特則が付加されます。

- 2回以上の入院をした場合でも、同一の特定8疾病または同一の特定感染症による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払われることとなった最終の入院（特定8疾病入院無制限特則により特定8疾病・特定感染症入院給付金が支払われることとなった入院を除きます。）の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな特定8疾病または特定感染症による入院として取り扱います。

ご注意

病名を異にする場合でも、

- ・ 特定8疾病・特定感染症入院特約条項「別表2 対象となる特定3疾病・特定8疾病」中同一の特定8疾病の種類に属する疾病
- ・ 特定8疾病の種類を異にしても医学上重要な関係があると当社が認めた疾病は、同一の特定8疾病として取り扱います。

- 上記により2回以上の入院を1回の入院として取り扱う場合は、それぞれの入院日数を通算した日数により、特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払額を計算します。

先進医療特約

- 解約返戻金抑制型医療保険に先進医療特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 給付金	お支払額	受取人
被保険者が所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金	先進医療の技術にかかわる費用の額	主契約の給付金の受取人

- 先進医療給付金のお支払いは通算して2,000万円を限度とします。先進医療給付金の支払額が限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金のお支払対象となる先進医療は以下のとおりです。

お支払対象となる先進医療
公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。

ご注意

- ホームページ等に先進医療として記載のある医療種類でも、その方法・症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、受療前に主治医の先生にご確認ください。
- 当社は、つぎのアまたはイのいずれかの事由が先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって先進医療給付金の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 医療技術の変化

参照

公的医療保険制度については、先進医療特約条項「別表4 公的医療保険制度」をご参照ください。

介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特則付）

解約返戻金抑制型医療保険に介護保障定期保険特約（死亡保険金不担保特則付）を付加した場合は、つぎの特約保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする 保険金・給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知症給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定（※1）されたとき	認知症診断 給付金	特約保険金額	主契約の 給付金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の寝たきりによる要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金	特約保険金額	
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害 保険金	特約保険金額	



- （※1）対象となる「認知症」の診断確定については、介護保障定期保険特約条項 第1条（認知症の定義および診断確定）および「別表2 認知症」をご参照ください。
- （※2）「公的介護保険制度」「要介護2以上」については、介護保障定期保険特約条項「別表3 公的介護保険制度、要介護2以上」をご参照ください。
- （※3）対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、介護保障定期保険特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	寝たきりによる要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。 (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。 ①衣服の着脱が自分ではできない。 ②入浴が自分ではできない。 ③食物の摂取が自分ではできない。 ④大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

ご注意

- この特約には、死亡保険金不担保特則を付加するため、死亡保障はありません。（死亡保険金不担保特則を付加しない介護保障定期保険特約のお取扱いはありません。）
- 認知症診断給付金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて1回限りとします。
- 認知症診断給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知症診断給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 介護保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。（重複してのお支払いはいたしません。また、消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、保険金・給付金はお支払いできません。）
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって介護保険金の支払事由を変更することがあります。
- 認知症給付の責任開始日の前日まで（この特約の責任開始期前も含まれます。）に認知症と診断確定された場合、認知症診断給付金のお支払いはできません。
 この場合、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）
 この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知症に罹患していると診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

参照

解約返戻金抑制型医療保険に軽度介護保障特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、33ページの（参考）介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較 をご参照ください。

軽度介護保障特約

解約返戻金抑制型医療保険に軽度介護保障特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「認知障害給付の責任開始日」といいます。）以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定（※1）されたとき	認知障害給付金	特約基準金額の5%	主契約の給付金の受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度に基づく要支援1または要支援2（※2）に該当していると認定されたとき	要支援給付金	特約基準金額の20%	
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度に基づく要介護1以上（※2）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態（※3）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護給付金	特約基準金額の100% （ただし、要支援給付金の支払後は、特約基準金額の80%）	



- （※1）対象となる「認知障害」の診断確定については、軽度介護保障特約条項 第1条（認知障害の定義および診断確定）および「別表2 認知障害」をご参照ください。
- （※2）「公的介護保険制度」「要支援1または要支援2」「要介護1以上」については、軽度介護保障特約条項「別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上」をご参照ください。
- （※3）対象となる「要介護状態」はつぎのとおりです。くわしくは、軽度介護保障特約条項「別表4 対象となる要介護状態」をご参照ください。

認知症による要介護状態	日常生活動作における要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	つぎのいずれかに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。



- 認知障害給付金、要支援給付金のお支払いは、それぞれ1回限りとします。
- 認知障害給付金または要支援給付金をお支払いした場合でも、この特約の保険期間中に、この特約の保険料を更正することはありません。ただし、お支払後にこの特約が更新される場合は、更新後のこの特約に認知障害給付金不担保特則または要支援給付金不担保特則を付加し、この特約の保険料を計算します。
- 軽度介護給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。（消滅後は「お支払いする場合」に該当した場合でも、給付金はお支払いできません。）
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって要支援給付金および軽度介護給付金の支払事由を変更することがあります。
- 認知障害給付の責任開始日の前日まで（この特約の責任開始期前も含みます。）に認知障害と診断確定された場合、認知障害給付金のお支払いはできません。
 この場合、この特約の締結時より認知障害給付金不担保特則が付加されていたものとしてこの特約の保険料を更正します。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）
 この特約の保険料が更正された場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知障害と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分を払い戻しません。

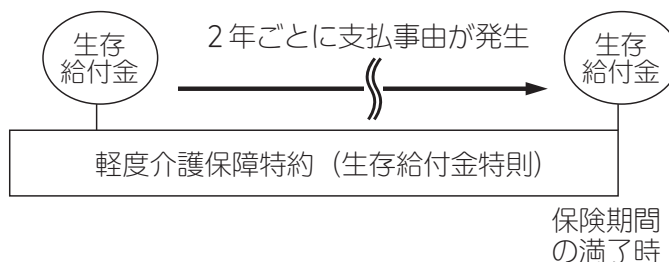
生存給付金の支払い

- 軽度介護保障特約には生存給付金特則を付加することができます。
なお、特則のみの中途付加はできません。
- 生存給付金特則を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

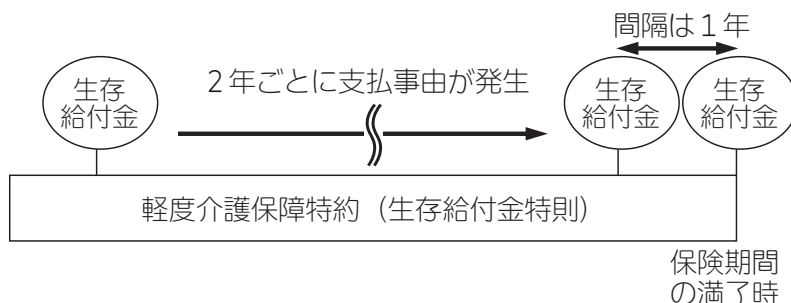
お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	受取人
被保険者がつぎの時に生存しているとき (1) 特約保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時 (2) 特約保険期間の満了時	生存給付金	生存給付金額	保険契約者

保険期間の違いによる給付金の支払間隔の例

保険期間が偶数年の場合



保険期間が奇数年の場合



生存給付金の自動すえ置

- 生存給付金は、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- すえ置いた生存給付金は、保険契約者からご請求があったときまたはご契約が消滅したときに、お支払いします。

ご注意

- 生存給付金特則が解約その他の事由により消滅した場合、生存給付金のお支払いはありません。
- この特約の保険料のお払込みが免除された後、この特約が更新される場合、更新後の特約では生存給付金のお支払いはありません。

参照

解約返戻金抑制型医療保険に介護保障定期保険特約とあわせて付加することで、認知症や介護に備える保障をさらに充実させることができます。くわしくは、次ページの **(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較** をご参照ください。

(参考) 介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較

保障の種類		介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約
所定の疾病診断	軽度認知障害	保障はありません	認知障害給付金
	認知症	認知症診断給付金	
公的介護保険制度	要支援1、要支援2	保障はありません	要支援給付金
	要介護1		軽度介護給付金
	要介護2～要介護5	介護保険金	
約款所定の要介護状態(*)	認知症による要介護状態(90日継続)	介護保険金	軽度介護給付金
	日常生活動作における要介護状態(180日継続)	保障はありません	
	寝たきりによる要介護状態(180日継続)	介護保険金	
高度障害状態		特約高度障害保険金	
死亡		特約死亡保険金(※)	保障はありません
生存給付金		保障はありません	生存給付金 (生存給付金特則を付加した場合)

(※) 主契約が解約返戻金抑制型医療保険の場合、死亡保障(特約死亡保険金)はありません。

(*) 約款所定の要介護状態

認知症による 要介護状態	日常生活動作における 要介護状態	寝たきりによる 要介護状態
認知症と診断確定され、意識障害のない状態においてつぎのいずれかに該当する見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。 (1) 時間の見当識障害 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。	つぎのいずれかに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。	常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当して他人の介護を要する状態。 (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。 (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。 ①衣服の着脱が自分ではできない。 ②入浴が自分ではできない。 ③食物の摂取が自分ではできない。 ④大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

特約の保険期間、特約の消滅および減額

特約の保険期間

- 特約の保険期間は当社所定の範囲内で定めることができます。
- 満期となっても、当社所定の範囲内で自動的に更新されます。



更新については、⑪ **特約の自動更新** をご覧ください。

特約の消滅および減額

- 主契約が消滅したとき、特約は消滅します。
- 被保険者の死亡により軽度介護保障特約が消滅した場合、軽度介護保障特約の責任準備金を保険契約者にお支払いします。
- 主契約の入院給付金日額を減額された場合など、特約の給付金額等が当社の定める限度をこえることとなるときは、特約が消滅または特約の給付金額等が減額されますのでご注意ください。
- 特約の減額は、当社所定の範囲内で取り扱います。

4 保険契約者代理特約・指定代理請求特約

保険契約者代理特約

- ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。
- この特約に対する保険料は不要です。

手続きを自ら行うことができない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・その他上記に準じる状態であるとき

保険契約者代理人による代理可能な手続き

- 保険契約者代理人が保険契約者に代わって行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）はつぎのとおりです。
- 普通保険約款および特約条項に定める保険契約者が行うことができるつぎのような手続き

住所変更、保険金額等の減額、解約、契約者貸付 など

- 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合の保険金等の請求手続き

※ご契約に指定代理請求特約を付加している場合、指定代理請求人による請求が可能である手続きは、保険契約者代理人による代理手続きの対象外となります。（指定代理請求人が代理請求をすることができます。）



指定代理請求人による代理請求の対象となる保険金等について、くわしくは、38ページの **指定代理請求人からの保険金等のご請求** をご参照ください。

- 上記にかかわらず、つぎの手続きは対象外となります。

- ・保険契約者の変更
- ・保険金等の受取人の変更
- ・告知を要する手続き
- ・保険契約者代理人の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・保険金等の受取人が被保険者と定められている場合の保険金等の請求

ご注意

すでに保険契約者代理特約が付加されているご契約に、各種特約を中途付加した場合、各種特約も代理手続きの対象となります。

保険契約者代理人の範囲

- 保険契約者は、つぎの範囲内であらかじめ1人の方を保険契約者代理人として指定してください。
なお、代理手続きを行う場合には、代理手続き時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- ・保険契約者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- ・保険契約者と同居し、または、生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- ・上記以外の者で、保険契約者と同居し、または、生計を一にしている者（※）
- ・保険契約者の財産管理を行っている者（※）
- ・その他保険契約者と同居し、または、生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者（※）

（※）当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。

- 保険契約者は、上記の範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。また、保険契約者代理人が不要になった場合には、保険契約者代理特約を解約することができます。

ご注意

- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を手続きを行うことができない状態に該当させた者は代理手続きを行うことができません。
- 代理手続きにより保険金等や解約返戻金などをお支払いした場合、その後に同一のご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
- 代理手続きを行った後、保険契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、当社はその手続き内容について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。この場合、当社は、保険契約者代理人に、保険契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に通知できないときは、保険契約者代理人に通知することがあります。
- 保険契約者が法人の場合、保険契約者代理特約は付加することができません。
- つぎの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
 - ・保険契約者が死亡されたときまたは変更されたとき
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・保険契約者代理人が死亡されたときもしくは破産したとき、または保険契約者代理人の後見が開始したとき（※）（※）該当した場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

お願い

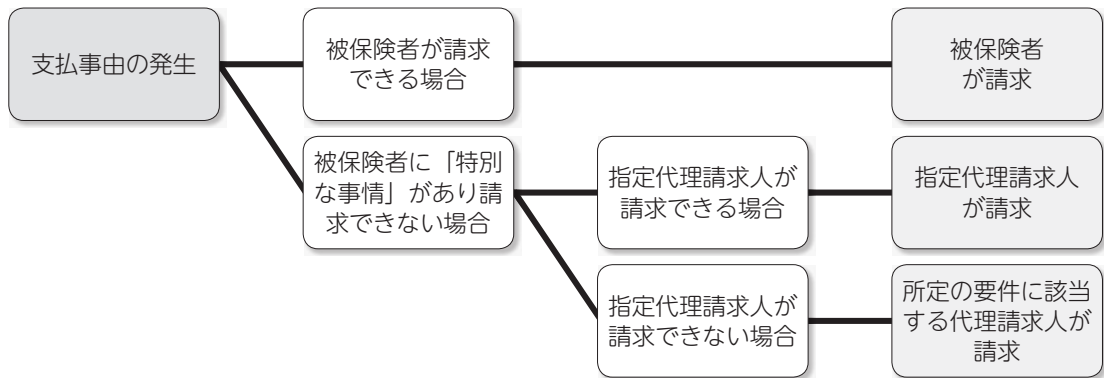
保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。

指定代理請求特約

- ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。
- また、指定代理請求人が保険金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が保険金等の代理請求をすることができます。
- この特約に対する保険料は不要です。



しくみ図 （被保険者が受取人である保険金等について）



- ※ 「指定代理請求人」とは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した方をいいます。
- ※ 「指定代理請求人が請求できない場合」とは、指定代理請求人が、死亡している場合、請求時に指定代理請求人の範囲外である場合、指定されていない場合または代理請求できない「特別な事情」がある場合をいいます。

保険金等を請求できない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、保険金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、保険金等を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、保険金等を請求できないとき

など

指定代理請求人からの保険金等のご請求

- 保険金等の受取人が保険金等を請求できない「特別な事情」があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の代理請求をすることができます。
- 代理請求の対象となる保険金等は、つぎの表の保険金等のうち被保険者が受け取ることとなるもの、または、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込免除（医療保険用保険料払込免除特約による保険料払込免除を含みます。）です。

[主契約が定期保険の場合]

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金等の種類
定期保険	高度障害保険金
がん保障定期保険特約	特約がん保険金、特約高度障害保険金
介護保障定期保険特約	認知症診断給付金、介護保険金、特約高度障害保険金
軽度介護保障特約	認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金、生存給付金（※）

[主契約が解約返戻金抑制型医療保険の場合]

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金等の種類
解約返戻金抑制型医療保険	疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療定額給付金、骨髄移植治療給付金、骨髄ドナー給付金
退院後通院特約	通院給付金
特定8疾病・特定感染症入院特約	特定8疾病・特定感染症入院給付金
先進医療特約	先進医療給付金
介護保障定期保険特約	認知症診断給付金、介護保険金、特約高度障害保険金
軽度介護保障特約	認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金、生存給付金（※）

（※）被保険者と保険契約者が同一人であるご契約の場合に、代理請求の対象となります。



すでに指定代理請求特約が付加されているご契約に、各種特約を中途付加した場合、各種特約の保険金等も代理請求の対象となります。

指定代理請求人の範囲

ご契約に指定代理請求特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、保険金等の代理請求を行う場合には、保険金等の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- ・被保険者と同居し、または、生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ・上記以外の者で、被保険者と同居し、または、生計を一にしている者（※）
- ・被保険者の財産管理を行っている者（※）
- ・その他被保険者と同居し、または、生計を一にしている者または被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者（※）

（※）当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。

指定代理請求人の変更

保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

指定代理請求人が請求できない場合

指定代理請求人が、死亡している場合、請求時に指定代理請求人の範囲外である場合、指定されていない場合または代理請求できない「特別な事情」がある場合には、つぎの方が保険金等の受取人の代理請求人として保険金等の代理請求をすることができます。

①	請求時に、被保険者と同居し、または、生計を一にしている死亡保険金受取人	
②	①に該当する方がいない場合（※）	請求時に、被保険者と同居し、または、生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
③	① ②に該当する方がいない場合（※）	請求時に、被保険者と同居し、または、生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

（※）該当する方が保険金等を請求できない「特別な事情」がある場合を含みます。

ただし、ご契約に保険契約者代理特約を付加している場合、保険契約者代理人より請求が可能であるときは、上記の代理請求人による保険金等の代理請求をすることはできません。（保険契約者代理人が代理で請求することができます。）

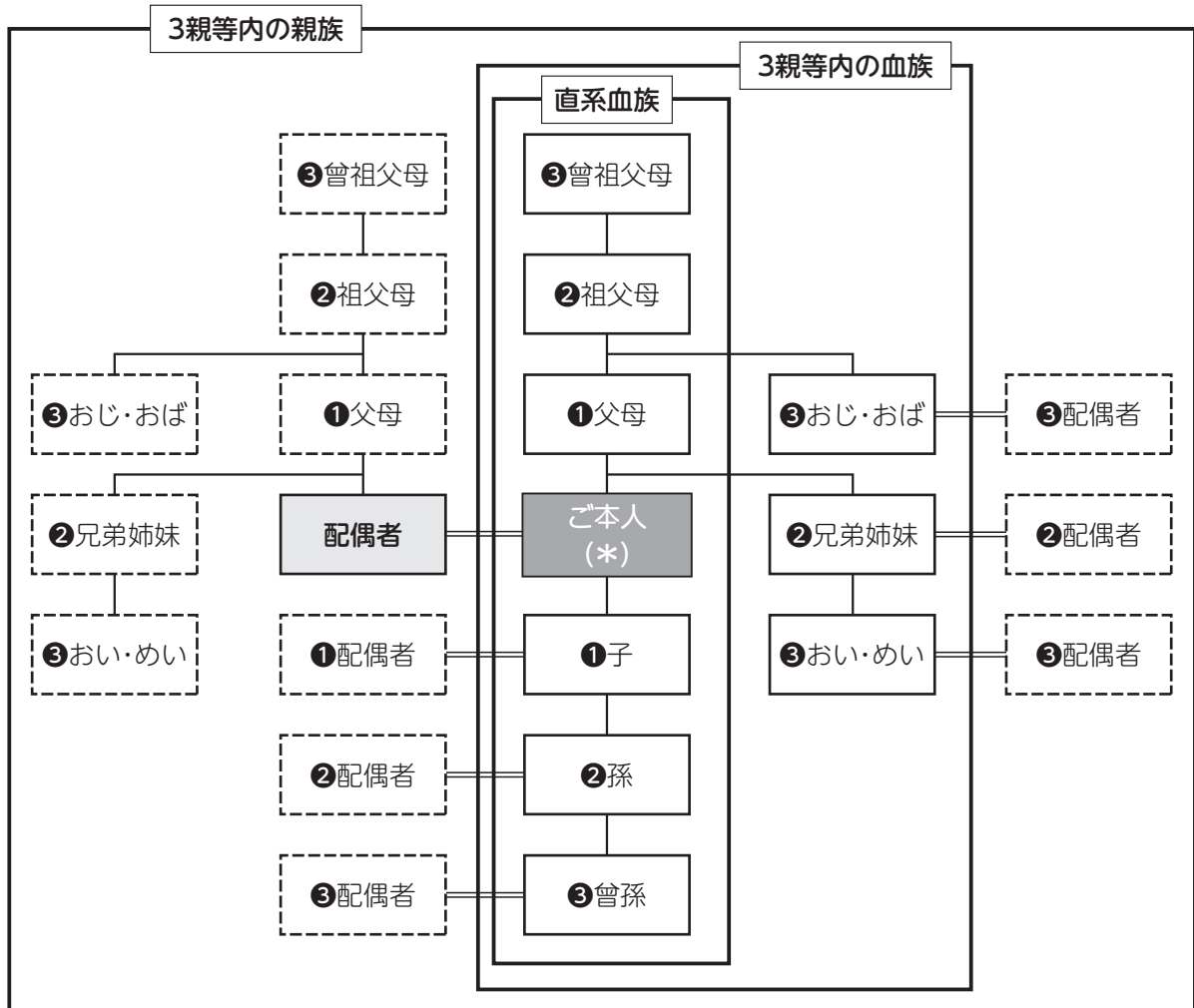
ご注意

- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に受取人を保険金等を請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。
- 保険金等を指定代理請求人または代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
- 指定代理請求人または代理請求人に保険金等をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問合わせがあった場合、当社はその保険金等の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。この場合、当社は、指定代理請求人または代理請求人に、保険契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に通知できないときは、指定代理請求人または代理請求人に通知することがあります。
- 指定代理請求特約のみの解約はできません。
- 2018年4月1日以前に締結されたご契約に指定代理請求特約を付加した場合、主契約または特約の指定代理請求人に関する規定および給付金の代理人による請求に関する規定は適用されません。

お願い

指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

(参考) 3親等内の親族



(二重線は婚姻関係を表し、数字は親等を表します。)

- 保険契約者代理特約の場合
 - 「ご本人(*)」について、「保険契約者」とお読み替えてください。
 - の方は、保険契約者代理人の指定において、保険契約者と同居し、または、生計を一にしていることが必要です。
- 指定代理請求特約の場合
 - 「ご本人(*)」について、「被保険者」とお読み替えてください。
 - の方は、指定代理請求人の指定において、被保険者と同居し、または、生計を一にしていることが必要です。

主な保険用語の
ご説明

お願いとお知らせ

特約の中途追加の
お取扱いについて

保険金等の
支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

5 保険金等をお支払いできない場合



つぎのような場合には、保険金等の支払事由が生じても保険金等のお支払いはいたしません。

責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合

責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等を原因とする場合には、保険金等（※）のお支払いや、保険料のお払込みの免除はできません。

ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、保険金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。

（※）対象となる保険金等は約款・特約条項の支払事由で、責任開始期以後に発生した疾病、不慮の事故等を原因とすることを規定している保険金等を指します。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、特約が解除された場合、保険金等の支払事由が生じても保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

重大事由による解除の場合

重大事由とはつぎのような事由をいいます。

- ①保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
- ⑤上記①から④の他、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約を継続することを期待し得ない上記①から④と同等の重大な事由があるとき

（*1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由が生じた場合、保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときにかぎり、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）

すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合は、保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

つぎのような場合、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払い込まれた保険料も払い戻しいたしません。

- 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活、復旧）され、当社が保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を取り消した場合
- 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活、復旧）したものと認められ、当社が保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とした場合

免責事由に該当した場合

- **がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約および軽度介護保障特約の保険金・給付金の免責事由**

● 特約死亡保険金をお支払いできない場合

- ① 特約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき
ただし、精神病などによる自殺については、特約死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問合わせください。
- ② 保険契約者の故意によるとき
- ③ 特約死亡保険金の受取人の故意によるとき
ただし、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。
- ④ 戦争その他の変乱（※）によるとき

● 特約高度障害保険金をお支払いできない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によるとき
- ② 戦争その他の変乱（※）によるとき

● 認知症診断給付金、介護保険金、認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金をお支払いできない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ② 被保険者の犯罪行為によるとき
- ③ 被保険者の薬物依存によるとき
- ④ 戦争その他の変乱（※）によるとき

● 退院後通院特約、先進医療特約の給付金の免責事由

● 通院給付金、先進医療給付金をお支払いできない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ② 被保険者の犯罪行為によるとき
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦ 被保険者の薬物依存によるとき
- ⑧ 地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（※）によるとき

● 特定8疾病・特定感染症入院特約の給付金の免責事由

● 特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いできない場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ② 被保険者の犯罪行為によるとき
- ③ 地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（※）によるとき




ご注意

（※）については、その該当被保険者の数の増加が、特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じて、保険金等の全額もしくは一部をお支払いします。




保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例

保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。特約の種類・中途付加の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際の特約での取扱いに関しては、特約内容・特約条項を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

①特約死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
特約の中途付加前の「狭心症」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入されたが、特約の中途付加の1年後に「狭心症」とはまったく因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。	特約の中途付加前の「狭心症」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入され、特約の中途付加の1年後に「狭心症」を原因とする「心筋こうそく」で死亡された場合。
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">  <p>解説</p> </div> <p>特約を中途付加いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知されなかったか、事実と異なる内容を告知された場合には、特約は解除させていただくこととなり、保険金等はお支払いできません。</p> <p>ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、まったく因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いいたします。</p> </div>	

②特約高度障害保険金のお支払い（所定の障害状態への該当）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
特約の中途付加後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。	「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">  <p>解説</p> </div> <p>特約高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いいたします。したがいまして、約款所定の障害状態に該当しない場合はお支払いできません。なお、特約高度障害保険金のお支払いの対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。</p> </div>	


③特約がん保険金のお支払い（支払事由への該当）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
「胃がん」の診断で手術を受け、病理組織診断の結果、粘膜下層に浸潤する「がん」であった場合。	「胃がん」の診断で手術を受け、病理組織診断の結果、「上皮内がん」であった場合。
<p>解説 特約がん保険金は、約款に定める悪性新生物（がん）に該当した場合にお支払いいたします。</p> <p>悪性新生物（がん）に罹患した場合で、約款に定める状態に該当する場合とは下記のすべてをみたま状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初めてのがん」であること。 ・「上皮内がん」でないこと。 ・「皮膚がん」でないこと。（ただし、皮膚の悪性黒色腫は約款に定める状態に該当します。） ・「乳がん」の場合にかぎり、責任開始期の属する日から数えて90日経過した後、に罹患し医師に診断確定されたこと。 	

④認知症診断給付金のお支払い（認知症と診断確定されたとき）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて1年後に所定の「認知症」と診断確定された場合。	介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて50日後に所定の「認知症」と診断確定された場合。
<p>解説 介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が「認知症給付の責任開始日」となります。よって、介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の「認知症」については、認知症診断給付金のお支払対象とはなりません。また、被保険者がこの特約の責任開始期前に所定の「認知症」と診断確定されたことがある場合も、認知症診断給付金のお支払いはできません。</p> <p>さらに、「お支払いできない場合」の事例や「被保険者がこの特約の責任開始期前に認知症と診断確定されたことがある場合」は、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとして取り扱います。（この特約が詐欺による取消し、不法取得目的による無効、告知義務違反による解除または重大事由による解除となったときは除きます。）</p>	

⑤介護保険金のお支払い（公的介護保険制度において要介護認定を受けたとき）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
公的介護保険制度において、要介護3の認定を受けた場合。	公的介護保険制度における要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態として、要支援1の認定を受けた場合。
<div data-bbox="199 600 379 696" style="float: left; margin-right: 10px;">  解説 </div> <p>公的介護保険制度は、要介護状態・要支援状態にある方に対して必要なサービスを行うものであり、要介護状態・要支援状態は、介護や支援の必要の程度に応じて、要支援1～2、要介護1～5の7段階に区分されています。</p> <p>このうち、介護保障定期保険特約では、公的介護保険制度で要介護2～5の認定を受けた場合に、介護保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>なお、将来、公的介護保険制度のしくみが変わった場合は、介護保険金の支払事由の変更を行うことがあります。</p>	

ご注意


介護保障定期保険特約では、約款所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したと診断確定された場合にも、介護保険金のお支払いの対象となります。

また、介護保障定期保険特約の介護保険金がお支払いできない場合でも、軽度介護保障特約では軽度介護給付金などのお支払いの対象となる場合があります。




参照

くわしくは、33ページの（参考）介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約の保障の比較 をご参照ください。




⑥通院給付金のお支払い（退院後に通院されたとき）


○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
退院後通院特約の責任開始期以後に「糖尿病」で7日間入院され、退院日の翌日から180日以内に「糖尿病」の治療を受けるため通院された場合。	退院後通院特約の責任開始期以後に、「糖尿病」の治療のため入院せずに通院による治療のみを受けられた場合。
<div data-bbox="199 1697 379 1794" style="float: left; margin-right: 10px;">  解説 </div> <p>主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、入院の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院された場合、通院給付金をお支払いします。よって、主契約の入院給付金が支払われる入院を伴わない通院では、通院給付金をお支払いできません。</p>	

⑦特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払い（責任開始期前の発病）

 お支払いする場合	 お支払いできない場合
特定8疾病・特定感染症入院特約の責任開始期以後に発病した「肝疾患」により入院された場合。	特定8疾病・特定感染症入院特約の責任開始期前より治療を受けていた「肝疾患」が、責任開始期以後に悪化して入院された場合。
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">  解説 </div> <div> <p>特定8疾病・特定感染症入院給付金は、特約の責任開始期以後に発病した特定8疾病または特定感染症を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始期前に発病した特定8疾病または特定感染症を原因とする場合にはお支払いできません。</p> <p>なお、責任開始期前に発病した特定8疾病または特定感染症を原因とする場合でも、中途付加の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、特約条項に特に規定があるときは、特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いすることがあります。</p> </div> </div>	

⑧特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払い（お支払限度日数の超過）


 お支払いする場合	 お支払いできない場合
主契約に60日型の特定8疾病・特定感染症入院特約を付加されていて、「大腸がん」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸がん」で45日間入院された場合。 ⇒1回目の入院は60日分、2回目の入院は45日分お支払いします。	主契約に60日型の特定8疾病・特定感染症入院特約を付加されていて、「大腸がん」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸がん」で45日間入院された場合。 ⇒1回目の入院は60日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目の入院と同一の入院とみなして通算される結果、お支払限度日数（60日）を超過しており、お支払いできません。
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">  <p>解説</p> </div> <div> <p>ご契約により、1回の入院に対するお支払限度日数が定められており、その日数をこえた入院につきましては、特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いできません。</p> <p>なお、いったん退院され180日以内に再入院された場合、1回の入院とみなして入院日数を通算いたします。</p> </div> </div>	



ご注意

特定8疾病入院無制限特約が付加されている場合、特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。

そのため、複数回の入院が1回の入院とみなされる場合でも、特定8疾病・特定感染症入院特約の1回の入院のお支払限度日数を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。



参照

「1回の入院」については、③ 解約返戻金抑制型医療保険に中途付加される特約の保険金等の支払いの 特定8疾病・特定感染症入院特約 をご確認ください。

⑨特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払い（治療を目的とした入院）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
<p>特定8疾病・特定感染症入院特約の責任開始期以後に発病した「胃がん」により入院された場合。 ⇒「胃がん」という特定8疾病の治療を目的とした入院であり、特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。</p>	<p>がんの早期発見を目的に、人間ドックを受けるためだけに入院された場合。 ⇒治療を目的としない人間ドック検査目的の入院のため、特定8疾病・特定感染症入院給付金はお支払いできません。</p>
<p>解説 特定8疾病・特定感染症入院給付金は、特定8疾病または特定感染症の治療を目的として入院されたときにお支払いするため、人間ドック検査などを目的として入院されたときにはお支払いできません。</p>	

⑩先進医療給付金のお支払い（先進医療への該当）

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
<p>先進医療特約の責任開始期以後に発病したがんの治療のため、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において先進医療による療養を受けられた場合。</p>	<p>先進医療特約の責任開始期以後に発病したがんの治療のため、国民健康保険法の保険給付対象である治療のみを受けられた場合。</p>
<p>解説 公的医療保険制度における先進医療を受けられたとき、先進医療給付金をお支払いします。先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。評価療養とは、今後、公的医療保険制度の給付対象とすべきものであるか否かについて、評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。 「お支払いできない場合」の事例では、すでに公的医療保険制度の給付対象となっている治療を受けられているため、先進医療給付金はお支払いできません。</p>	



6 健康状態や職業などの告知義務



- 特約の中途付加をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。
- 保険契約者や被保険者には、健康状態やご職業などについて告知していただく義務（告知義務）があります。
 - 生命保険は、多数の人々が保険料を負担しあい、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や、危険度の高い職業に従事している方などが無条件にご契約されますと公平性が保たれなくなります。
 - そのため、ご契約に際しては過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在の職業などについておたずねし、ご契約をお引受けできるか決めさせていただいています。
- 健康状態などについては、被保険者ご自身が事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
 - 診査を行うご契約の場合（診査扱）には当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねいたしますので、その医師に口頭により告知してください。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますので、その内容をご確認のうえご署名ください。

ご注意

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。当社の代理店（生命保険募集人）などに口頭で伝えても告知したことになりません。

7 特約の中途付加のお断りと特別条件

健康状態のよくない方や危険な職業に従事している方は、他の保険契約者との公平性を保つために、特約の中途付加をお断りする場合があります。

また、「保険金の削減」「給付金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けする場合があります。

ご注意

特別条件が適用されている場合には、付加されている特約の更新をお取り扱いしないことがあります。

8

告知が事実と相違する場合



- 診査扱、告知書扱等いずれの場合でも告知していただいた内容が事実と異なる場合には、中途付加された特約が解除されることがあります。
 - 告知していただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたと、「告知義務違反」として中途付加された特約が解除されることがあります。
 - 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合には、当社は中途付加された特約を解除することはできません。ただし、当社の代理店（生命保険募集人）のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は中途付加された特約を解除することができます。
 - この取扱いは、責任開始日（または復活日、復旧日）から起算して2年以内であって、かつ当社がその事実を知ってから1か月以内に限りです。
ただし、2年経過後でも責任開始日（または復活日、復旧日）から2年以内にすでに保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合には、中途付加された特約が解除されることがあります。
- 中途付加された特約が解除された場合には、たとえ支払事由が発生していても、保険金等をお支払いすることができません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）



例 胃かいよりの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、特約は解除されます。
この場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- 中途付加された特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があればその金額を保険契約者にお支払いします。

※なお、上記の中途付加された特約を解除させていただく場合以外にも、特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消

しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 責任開始日（または復活日、復旧日）からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

ご注意

特約の中途付加のお申込後、当社の社員または当社で委託した者が、申込内容や告知内容についてご確認に伺う場合があります。また保険金等および保険料払込免除のご請求の際も同様に、ご確認に伺う場合があります。

9 保険証券の確認

保険証券をお確かめください。

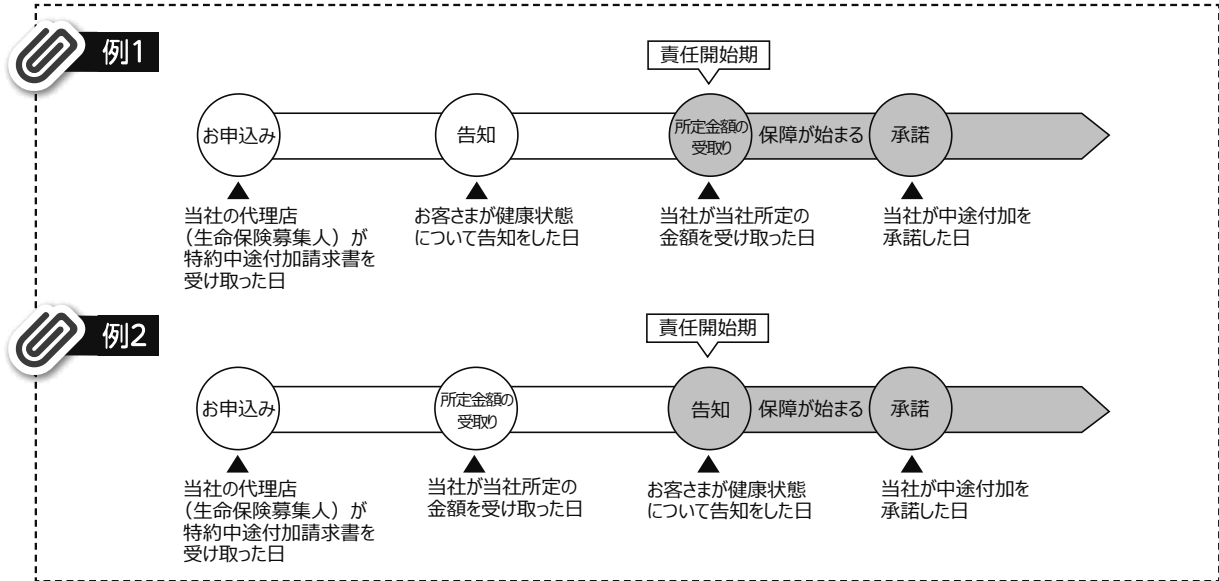
- 特約の中途付加をお引き受けしますと、「保険証券」を保険契約者に送付し、お引受けの通知をいたします。
- お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。
万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに当社までご連絡ください。
また、保険証券は、大切に保管してください。

10

中途付加した特約の保障の開始 (責任開始期)



- お申し込みいただいた特約の中途付加のお引受けを当社が承諾した場合には、当社所定の金額を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から特約上の保障が開始されます。
- 責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



お願い

当社所定の金額を当社指定の金融機関の口座へお振り込みされたときは、振込控等をお受取りください。この振込控等は領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。

ご注意

- 介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。



11 特約の自動更新



●つぎの特約を中途付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了するときは、保険契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、これらの特約は、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・がん保障定期保険特約 | ・軽度介護保障特約 |
| ・介護保障定期保険特約 | ・先進医療特約 |

●更新後の特約の保険期間は、更新前と同一とします。

ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。

また、特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険期間を短縮して更新することができます。

●更新後の特約の保険金額等は、更新前と同一とします。

ただし、特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額等を減額して更新することができます。

●更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約の保険料は、更新前と異なります。

●つぎの場合には、更新のお取扱いをいたしません。

- 更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が85歳をこえるとき
- 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき

(先進医療特約は、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が85歳をこえる場合および保険料のお払込みが免除されている場合を除き、保険契約者のお申出があれば保険料払込期間満了日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払い込みいただきます。)

ご注意

- 保険金削減支払法、給付金削減支払法または特別保険料領収法が適用されている特約については、更新のお取扱いをいたしません。
ただし、保険金削減支払法または給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間または給付金削減期間を経過しているときは、この限りではありません。
- 更新前の特約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 認知症診断給付金のお支払後に介護保障定期保険特約が更新される場合は、認知症診断給付金不担保特則を付加し、介護保障定期保険特約の保険料を計算します。
- 認知障害給付金のお支払後に軽度介護保障特約が更新される場合は、認知障害給付金不担保特則を付加し、軽度介護保障特約の保険料を計算します。
- 要支援給付金のお支払後に軽度介護保障特約が更新される場合は、要支援給付金不担保特則を付加し、軽度介護保障特約の保険料を計算します。
- 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約が更新される場合、生存給付金特則も更新されます。ただし、軽度介護保障特約の保険料のお払込みが免除された後、この特約が更新される場合、生存給付金特則は更新されません。この場合、更新後の特約では生存給付金のお支払いはありません。

12 特約の解約と解約返戻金



- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障・資金づくりなどに役立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

ご注意

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- 特約を解約された場合、その特約のもつ効力はすべて失われます。
- 介護保障定期保険特約、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約には解約返戻金がありません。

お願い

特約のご継続を迷われた際は、当社の代理店または当社まで、ぜひお気軽にご相談ください。

がん保障定期保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結
- 第6条 特約の責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第8条 特約の保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 詐欺による取消
- 第13条 不法取得目的による無効
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返戻金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約保険金額の減額
- 第22条 特約の復旧
- 第23条 特約の更新

- 第24条 特約の契約者配当
- 第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第26条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第27条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
- 第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
- 第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
- 第35条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第36条 特約がん保険金の指定代理請求に関する特則
- 第37条 引受基準緩和特則

- 別表1 請求書類
- 別表2 対象となる悪性新生物
- 別表3 対象となる高度障害状態

特約

がん保障定期保険特約条項

がん保障定期保険特約条項

(令和8年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約がん保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約がん保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の悪性新生物と診断確定されたときに支払います。
- (3) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

金特 約の 種 類	支 払 額	受 取 人	特約保険金を支払う 場合（以下「支払事 由」といいます。）	支払事由に該当しても 特約保険金を支払わな い場合（以下「免責事 由」といいます。）
特 約 死 亡 保 険 金	特 約 保 険 金 額	特 約 死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者がこの特約 の保険期間中に死亡 したとき	つぎのいずれかによ り左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任 開始期（復活また は復旧の取扱が行 なわれた後は、最 後の復活または復 旧の際の責任開始 期。以下同じ。） の属する日から起 算して3年以内の 自殺 (2) 保険契約者また は特約死亡保険金 受取人の故意

			(3) 戦争その他の変乱
特約がん保険金	特約がん保険金額	特約がん保険金受取人	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。以下「診断確定」といいます。）されたとき</p>
特約高度障害保険金	特約高度障害保険金額	特約高度障害保険金受取人	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>(2) 戦争その他の変乱</p>

2. 前項の特約がん保険金の支払事由に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払いません。ただし、そ

の後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払います。

3. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

(特約保険金の支払に関する補則)

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。

2. 特約がん保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

4. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表3）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

5. 特約がん保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約がん保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

6. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

7. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約がん保険金の請求を受け、特約がん保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。

8. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

9. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金

の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

10. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
11. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
12. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第3項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表3）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
13. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
14. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
15. 特約保険金の受取人は、第1条（特約保険金の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場

所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

4. 主約款に定める団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を

「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。)

(11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第8条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとし、

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または

特約保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が、この特約の特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第11項および第12項の場合は除きます。
 3. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

(特約保険金額の減額)

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第22条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第23条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り

扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払

込) 第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書(主契約とともにこの特約が更新された場合には、第6条(特約の責任開始期)第2項に規定する保険証券)を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第1条(特約保険金の支払)、第4条(特約保険料の払込免除)、第14条(告知義務)および第15条(告知義務違反による解除)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないうまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日を超えることとなるときは、短期の保険期間に変更し

ます。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第26条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとし、

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第27条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

第28条 特約保険金、解約返戻金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第29条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第30条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期

定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわら

ず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と、第4項中「保険金の受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と読み替えます。
- (5) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第23条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約の責任開始期）第2項第4号中

「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

(収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (2) 保険契約者(特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人)は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の取扱方法に従い、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、すえ置く特約保険金の金額または年金の1回の支払額が会社の定める金額以上であることを要します。
- (3) 第3条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、第4項「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (4) 第6条(特約の責任開始期)第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (5) 第25条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) この特約の更新については、第31条(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)の規定を準用します。

(特約がん保険金の指定代理請求に関する特則)

第36条 平成30年4月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。

2. この特則を適用したこの特約については、特約がん保険金の受取人に特約がん保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4項の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を会社に提出して、特約がん保険金の受取人の代理人として特

約がん保険金を請求することができます。ただし、特約がん保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により会社が特約がん保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 4. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
 5. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を会社に提出してください。
 6. 前項の書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に特約がん保険金を支払ったときは、その後特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 7. 第4項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者またはその承継人に通知します。
 8. 会社は、告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(引受基準緩和特則)

第37条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の取扱方法に従い、引受基準を緩和した特約の申込をすることができ、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料率は、この特則を付加しない保険料率より割増された保険料率とします。
 - (2) 第1条(特約保険金の支払)および第2条(特約保険金の支払に関する補則)の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱いが行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約がん保険金	特約保険金額	特約がん保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によって診断確定（被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も	

		認めます。以下「診断確定」といいます。）されたとき	
--	--	---------------------------	--

- 前項の特約がん保険金の支払事由に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約がん保険金を支払います。

（特約保険金の支払に関する補則）

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。

- 特約がん保険金受取人は、被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）とします。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 特約がん保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約がん保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- 特約死亡保険金を支払う前に特約がん保険金の請求を受け、特約がん保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 被保険者が戦争その他の変乱によっ

て死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
- (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

10. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

11. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

12. 特約保険金の受取人は、第1条（特約保険金の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

』

(3) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「特約死亡保険金および特約高度障害保険金」とあるのは「特約死亡保険金」と読み替えます。

(4) 第19条（特約の返戻金）第2項中「第2条（特約保険金の支払に関する補則）第11項および第12項」とあるのは「第2条（特約保険金の支払に関する補則）第9項」と読み替えます。

(5) 第14条（告知義務）ただし書、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号、第22条（特約の復旧）、第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第2項から第5項および第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用しません。

3. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特約がん保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

4	特約がん保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑登録証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合には、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾 病 の 定 義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、 ・ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込

がない場合

- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

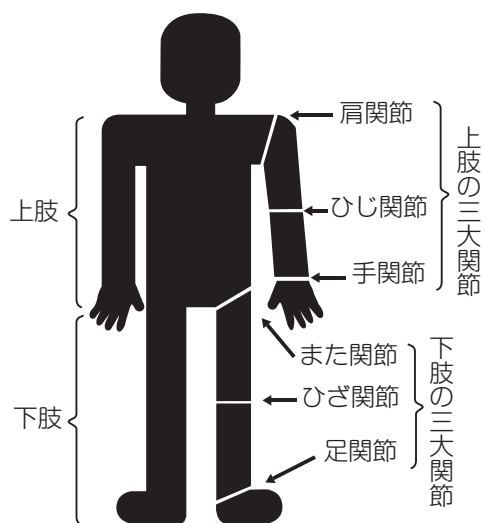
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



介護保障定期保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 認知症の定義および診断確定
- 第2条 特約保険金等の支払
- 第3条 特約保険金等の支払に関する補則
- 第4条 特約保険金等の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の責任開始期
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 詐欺による取消
- 第14条 不法取得目的による無効
- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 特約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の返戻金
- 第21条 特約の消滅とみなす場合
- 第22条 特約保険金額の減額
- 第23条 特約の復旧
- 第24条 特約の更新
- 第25条 特約の契約者配当
- 第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

- 第27条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第28条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
- 第29条 時効
- 第30条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 主約款の規定の準用
- 第33条 死亡保険金不担保特則
- 第34条 認知症診断給付金不担保特則
- 第35条 定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
- 第36条 終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
- 第37条 養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
- 第38条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第39条 解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則
- 別表1 請求書類
- 別表2 認知症
- 別表3 公的介護保険制度、要介護2以上
- 別表4 対象となる要介護状態
- 別表5 対象となる高度障害状態
- 別表6 薬物依存

介護保障定期保険特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、介護保険金額、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 認知症診断給付金
被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたときに支払います。ただし、認知症診断給付金不担保特則を付加した場合は、認知症診断給付金の支払はありません。
- (2) 介護保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに支払います。
- (3) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。ただし、死亡保険金不担保特則を付

加した場合は、特約死亡保険金の支払はありません。

- (4) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(認知症の定義および診断確定)

- 第1条 この特約において「認知症」とは、別表2に定める認知症（以下「認知症」といいます。）をいいます。
- 2. 認知症の診断確定は、少なくともつぎの第1号および第2号の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
 - (1) 認知機能検査
この特約において「認知機能検査」とは、知的機能、認知機能、記憶機能などを測定するための標準化された質問で構成されたテストに対する対象者の回答内容に基づき、認知症の罹患（その疑いを含みます。）の有無ならびにその

症状の内容および程度を判定する検査をいいます。

(2) 画像検査

この特約において「画像検査」とは、MRI（核磁気共鳴画像法）、CT（コンピュータ断層撮影）、SPECT（単一光子放射断層撮影）などの方法により、対象者の脳の組織または機能を画像化し、器質的な変化の有無および態様を判定する検査をいいます。

3. 前項の規定にかかわらず、信頼性があるものとして広く通用している前項第1号に定める認知機能検査において明らかな認知症の症状を確認できたことその他の事情に基づき、前項第2号に定める画像検査を行わなくとも被保険者が認知症に罹患していることを明確に認定できると当該医師が認めた場合には、画像検査を行わない診断確定も認めます。

(特約保険金等の支払)

第2条 この特約において支払う保険金および給付金（以下「特約保険金等」といいます。）はつぎのとおりです。

特約保険金等の種類	支払額	受取人	特約保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
認知症診断給付金	特約保険金額に保険証券に記載の給付金倍率を乗じて得た金額	認知症診断給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「認知症給付の責任開始日」といいます。）以後、この特約の保険期間中に、初めて認知症に罹患していると診断確定されたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱

介護保険金	特約保険金額	介護保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け要介護2以上（別表3）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ① 認知症による要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 寝たきりによる要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。</p>	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>(2) 戦争その他の変乱</p>
-----------	--------	--------------	--	---

2. 認知症診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
3. 被保険者が認知症給付の責任開始日の前日までに認知症に罹患していると診断確定されたときは、この特約の締結時より認知症診断給付金不担保特則が付加されていたものとして保険料を更正します。ただし、第13条（詐欺による取消）、第14条（不法取得目的による無効）、第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、会社がこの特約を取り消すとき、無効とするときまたは解除するときは、本項の規定は適用しません。
4. 前項の規定が適用される場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知症に罹患していると診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分は払い戻しません。
5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に介護保険金の支払事由または高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

（特約保険金等の支払に関する補則）

第3条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人

とします。

2. 認知症診断給付金受取人、介護保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
4. つぎの場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に介護保険金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
 - (1) 被保険者が前条の介護保険金の支払事由中の(2)①に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して90日以内に医師により診断確定されたとき。
 - (2) 被保険者が前条の介護保険金の支払事由中の(2)②に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に医師により診断確定されたとき。
5. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込みがないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表5）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
6. 介護保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
7. 会社が被保険者の高度障害状態（別表5）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
8. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。
9. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
10. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由もしくは高度障害状態（別表5）に該当し

た場合でも、その原因によって死亡し、または認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由もしくは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金、認知症診断給付金、介護保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

12. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
13. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第5項に該当する場合を除き、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表5）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
14. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
15. この特約の保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、この特約の保険金からそれらの元利金を差し引きます。
16. 特約保険金等の受取人は、第2条（特約保険金等の支払）、本条第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条** 特約保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金等の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金等を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約保険金等の支払の場合に準用します。
 4. 主約款に定める団体が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に

関する規定は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

（特約の締結）

- 第6条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第7条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、認知症診断給付金の支払については、認知症給付の責任開始日よりこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 給付金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）

(12) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第8条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めま
す。
2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。

(特約の保険料の払込)

- 第9条** この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金等から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 特約保険金等が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第11条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(詐欺による取消)

- 第13条** この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

- 第14条** 保険契約者が特約保険金等を不法に取得する目的または他人に特約保険金等を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

- 第15条** 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、特約保険金等の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第16条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金等を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金等を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金等の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または特約保険金等の受取人が証明したときは、特約保険金等を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金等の受取人に通知します。

(特約を解除できない場合)

第17条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または特約保険金等の受取人が、この特約の特約保険金等（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約保険金等の請求に関し、特約保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または特約保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または特約保険金等の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 特約保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約保険金等の受取人のみであり、その特約保険金等の受取人が特約保険金等の一部の受取人であるときは、特約保険金等のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金等を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金等の受取人に通知します。

(特約の解約)

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第20条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第21条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更

されたとき。

(特約保険金額の減額)

第22条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第23条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。

7. 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約保険金額を減額することができます。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金等の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第7条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

- (2) 第2条（特約保険金等の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第15条（告知義務）および第16条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第26条** 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が短縮後の主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 - 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間を変更せず、そのまま有効に継続します。
 - 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更せず、そのまま有効に継続します。ただし、変更後の主契約の保険料払込期間をこの特約の保険料払込期間がこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 第27条** 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合、主契約の保険料とこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

- 第28条** 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(時効)

- 第29条** 特約保険金等、責任準備金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第30条** 会社は、公的介護保険制度（別表3）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金の支払事由を変更することがあります。
- 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
 - 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、公的介護保険制度（別表3）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとしします。
 - 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の

変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

- 支払事由の変更を承諾する方法
 - 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法が指定されたものとみなします。

(管轄裁判所)

- 第31条** この特約における特約保険金等または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

- 第32条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(死亡保険金不担保特則)

- 第33条** 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。
- この特則を適用するこの特約については、第2条（特約保険金等の支払）の規定にかかわらず、特約死亡保険金を支払いません。
 - この特則を適用するこの特約については、つぎの各号の規定は適用しません。
 - 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第3項、第10項、第12項および第14項
 - 第28条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）
 - この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第8項、第9項および第11項の全文をそれぞれつぎのとおり読み替えます。

『

 - 特約高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。
 - 特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の請求を受け、ても、会社は、これを支払いません。
 - 被保険者が戦争その他の変乱によって認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由または高度障害状態（別表5）に該当した場合でも、その原因によって認知症診断給付金もしくは介護保険金の支払事由または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、認知症診断給付金、介護保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うこ

とがあります。

- 』
- (2) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第4項中「特約死亡保険金および特約高度障害保険金」とあるのは「特約高度障害保険金」と読み替えます。
 - (3) 第18条（重大事由による解除）第1項第1号中「被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）」とあるのは「被保険者」と読み替えます。
 - (4) 第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、被保険者が死亡したときは、この特約は消滅したものとみなします。
5. この特則のみの解約はできません。

（認知症診断給付金不担保特則）

第34条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。
 - (1) 認知症診断給付金が支払われた場合
認知症診断給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。
 - (2) 第2条（特約保険金等の支払）第3項の規定が適用される場合
この特約の締結時よりこの特約にこの特則が付加されていたものとして取り扱います。
3. この特則を適用するこの特約については、第2条（特約保険金等の支払）の規定にかかわらず、認知症診断給付金を支払いません。
4. この特則のみの解約はできません。

（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第36条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中は、主約款に定める保険料の払込完了の特則による保険料の払込完了を取り扱いません。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部を年金支払に移行することはできません。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と読み替えて前号（ア）および（イ）の規定を適用します。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第37条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第38条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の遺族年金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替

- えます。
- (2) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、第4項「保険金の受取人」とあるのは「年金の受取人」と、「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (5) この特約の更新については、第35条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。
- (2) 被保険者に弔慰金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- 』
- (4) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と読み替えます。
- (5) 第24条（特約の更新）第11項中「特約の保険金もしくは給付金」とあるのは「特約の保険金、給付金もしくは一時金」と読み替えます。
- (6) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付金日額」と読み替えます。
- (7) 第33条（死亡保険金不担保特則）第4項第2号の規定は適用しません。
- (8) この特約の更新については、第35条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

（解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則）

第39条 この特約を解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約に死亡保険金不担保特則を付加することを要します。
- (2) 第3条（特約保険金等の支払に関する補則）第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と、第13項中「主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由」とあるのは「高度障害状態（別表5）を原因として主契約の保険料払込が免除される場合でも、その保険料払込の免除事由」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約保険金等の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める給付金」と読み替え、第4項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『

4. 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および給付金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約（「団体が保険金の受取人となる事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が保険金の全部またはその相当部分を弔慰金規程その他これらに準ずる規程に基づく弔慰金その他の支給金（以下「弔慰金等」といいます。）として被保険者に支払うときは、特約高度障害保険金の請求の際、第2項の書類のほか、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を要します。

- (1) 被保険者の請求内容確認書

別表1 請求書類

(1) 特約保険金等の請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 認知症診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 認知症診断給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 介護保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券

4 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 認知症

認知症とは、つぎに定めるものとします。

- 「認知症」とは、つぎの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - 正常に成熟した脳が、前(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 前1.の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の器質性認知症に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表3 公的介護保険制度、要介護2以上

「公的介護保険制度」、「要介護2以上」とは、つぎのものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度
(2) 要介護2以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

別表4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの1.または2.のいずれかに該当する状態をいいます。

1. 認知症による要介護状態

医師の資格をもつ者により認知症（別表2）と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。ただし、見当識障害は、認知症（別表2）の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

常時寝たきり状態で、つぎの各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること。
 - ① 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ② 入浴が自分ではできない。
 - ③ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

【備考1】意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程

度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いのが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考2】見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

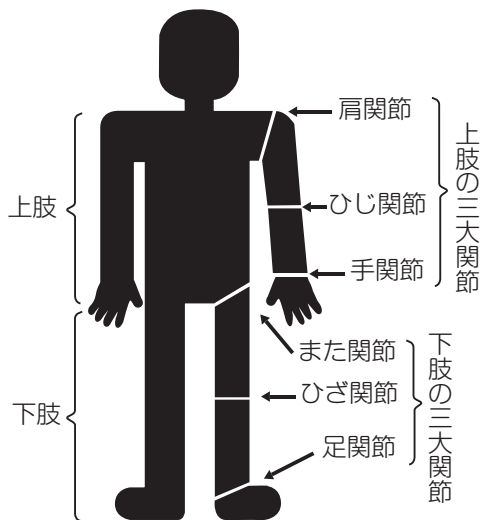
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表6 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

この特約の概要

第1条 認知障害の定義および診断確定
 第2条 給付金の支払
 第3条 給付金の支払に関する補則
 第4条 給付金の請求、支払時期および支払場所
 第5条 特約保険料の払込免除
 第6条 特約の締結
 第7条 特約の責任開始期
 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
 第9条 特約の保険料の払込
 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
 第11条 特約の失効
 第12条 特約の復活
 第13条 詐欺による取消
 第14条 不法取得目的による無効
 第15条 告知義務
 第16条 告知義務違反による解除
 第17条 特約を解除できない場合
 第18条 重大事由による解除
 第19条 特約の解約
 第20条 特約の返戻金
 第21条 特約の消滅とみなす場合
 第22条 特約基準金額の減額
 第23条 特約の復旧
 第24条 特約の更新
 第25条 特約の契約者配当
 第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
 第27条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱

第28条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱
 第29条 時効
 第30条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
 第31条 管轄裁判所
 第32条 主約款の規定の準用
 第33条 生存給付金特則
 第34条 認知障害給付金不担保特則
 第35条 要支援給付金不担保特則
 第36条 定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則
 第37条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
 第38条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
 第39条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
 第40条 解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則
 別表1 請求書類
 別表2 認知障害
 別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上
 別表4 対象となる要介護状態
 別表5 対象となる高度障害状態
 別表6 薬物依存

軽度介護保障特約条項

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) 認知障害給付金
 被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の認知障害と診断確定されたときに支払います。ただし、認知障害給付金不担保特則を付加した場合は、認知障害給付金の支払はありません。
- (2) 要支援給付金
 被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要支援状態に該当したときに支払います。ただし、要支援給付金不担保特則を付加した場合は、要支援給付金の支払はありません。
- (3) 軽度介護給付金
 被保険者がこの特約の保険期間中に所定の要介護

状態に該当したときに支払います。

- (4) 生存給付金
 被保険者がこの特約の保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時およびこの特約の保険期間の満了時に生存しているときに支払います。ただし、生存給付金の支払を行なうのは、この特約に生存給付金特則が付加されている場合に限りです。

(認知障害の定義および診断確定)

- 第1条** この特約において「認知障害」とは、別表2に定める認知症および軽度認知障害（以下「認知障害」といいます。）をいいます。
2. 認知障害の診断確定は、少なくともつぎの第1号および第2号の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
 - (1) 認知機能検査
 この特約において「認知機能検査」とは、知

的機能、認知機能、記憶機能などを測定するための標準化された質問で構成されたテストに対する対象者の回答内容に基づき、認知障害の有無ならびにその症状の内容および程度を判定する検査をいいます。

(2) 画像検査

この特約において「画像検査」とは、MRI（核磁気共鳴画像法）、CT（コンピュータ断層撮影）、SPECT（単一光子放射断層撮影）などの方法により、対象者の脳の組織または機能を画像化し、器質的な変化の有無および態様を判定する検査をいいます。

3. 前項の規定にかかわらず、信頼性があるものとして広く通用している前項第1号に定める認知機能検査において明らかな認知障害を確認できたことその他の事情に基づき、前項第2号に定める画像検査を行なわなくとも認知障害の診断確定ができると当該医師が認めた場合には、画像検査を行わない診断確定も認めます。

(給付金の支払)

第2条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
認知障害給付金	特約基準金額の5%	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「認知障害給付の責任開始日」といい、認知障害給付の責任開始日以後復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期の属する日とします。以下同じ。）以後、この特約の保険期間中に、初めて認知障害と診断確定されたとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
要支援給付金	特約基準金額の20%	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、公	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

			的介護保険制度（別表3）に基づく要支援1または要支援2（別表3）に該当していると認定されたとき	(2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱
軽度介護給付金	特約基準金額の100%（ただし、要支援給付金の支払後は、特約基準金額の80%）	給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表3）に基づく要介護1以上（別表3）に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ① 認知症による要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 日常生活動作における要介護状態（別表4）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 高度障害状態（別表5）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（別表6） (4) 戦争その他の変乱

2. 各給付金の支払は、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回のみとします。
 3. 被保険者が認知障害給付の責任開始日の前日までに認知障害と診断確定されたときは、この特約の締結時より認知障害給付金不担保特約が付加されていたものとして保険料を更正します。ただし、第13条（詐欺による取消）、第14条（不法取得目的による無効）、第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、会社がこの特約を取り消すとき、無効とするときまたは解除するときは、本項の規定は適用しません。
 4. 前項の規定が適用される場合、更正された保険料に対するすでに払い込まれた保険料の超過分を保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者が認知障害と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも告知前に知っていたときは、すでに払い込まれた保険料の超過分は払い戻しません。
 5. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した場合でも、この特約の締結、復活または復旧の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
6. 第20条（特約の返戻金）第3項の規定によりこの特約の責任準備金を払い戻した後、死亡前に支払事由に該当していた軽度介護給付金の請求があった場合には、軽度介護給付金が支払われるときは、会社は、軽度介護給付金からすでに支払った責任準備金を差し引きます。
 7. 被保険者が戦争その他の変乱によって認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、認知障害給付金、要支援給付金または軽度介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、前条第5項に該当する場合を除き、この特約の軽度介護給付金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表5）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を給付金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
 9. 軽度介護給付金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、軽度介護給付金からそれらの元利金を差し引きます。
 10. 給付金の受取人は、第2条（給付金の支払）および本条第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

（給付金の支払に関する補則）

- 第3条** 給付金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人となります。
2. つぎの場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に軽度介護給付金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
 - (1) 被保険者が前条の軽度介護給付金の支払事由中の(2)①に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して90日以内に医師により診断確定されたとき。
 - (2) 被保険者が前条の軽度介護給付金の支払事由中の(2)②に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に医師により診断確定されたとき。
 3. この特約の保険期間の満了時において、回復の見込がないことのみが明らかでないために被保険者が高度障害状態（別表5）に該当していることが明らかでないときでも、引き続きその状態が継続し、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして軽度介護給付金を支払います。
 4. 軽度介護給付金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が軽度介護給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
 5. 要支援給付金を支払う前に軽度介護給付金の請

求を受け、軽度介護給付金が支払われるときは、会社は、要支援給付金を支払いません。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、給付金を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この

特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

（特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、認知障害給付金の支払については、認知障害給付の責任開始日よりこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 主たる被保険者の氏名および契約日時点の年齢
 - (4) 主契約の死亡保険金受取人の氏名または名称
その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および付加する特約の種類
 - (6) 支払事由
 - (7) 保険期間
 - (8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

（特約の保険期間および保険料払込期間）

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めま

す。
2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。

（特約の保険料の払込）

第9条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、給付金から未払込保険料を差し引きま

す。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたもの

とします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要

します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第10条 保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、給付金から未払込保険料を差し引きま

す。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

（特約の復活）

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものと

とします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用

(詐欺による取消)

第13条 この特約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第14条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結、復活または復旧したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第15条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、給付金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第16条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第17条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- (カ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(A)から(カ)までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第20条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主契約の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、第3条（給付金の支払に関する補則）第8項に該当する場合を除き、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
3. この特約が次条第3号の規定によって消滅した場合、この特約の責任準備金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。ただし、主契約の規定によって主契約の保険金の支払および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がないときには、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. この特約の解約返戻金額は、保険証券を発行する際に、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第21条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。（第3号に該当する場合を除きます。）
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。
- (3) 被保険者が死亡したとき。

(特約基準金額の減額)

第22条 保険契約者は、いつでも、特約基準金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の特約基準金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第23条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の取扱方法に従い、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。
 6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。
 7. 更新後の特約基準金額は、更新前の特約基準金額と同一とします。ただし、この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内で更新日から特約基準金額を減額することができます。
 8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定のほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
 11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 12. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第7条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第2条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第15条（告知義務）および第16条（告知義務違反による解除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。
- （特約の契約者配当）**
- 第25条** この特約に対しては、契約者配当はありません。
- （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**
- 第26条** 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。ただし、変更後の主契約の保険料払込期間をこの特約の保険料払込期間がこえることとなるときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 5. 第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- （主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）**
- 第27条** 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、この特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第28条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

（時効）

第29条 給付金、解約返戻金、責任準備金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第30条 会社は、公的介護保険制度（別表3）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、要支援給付金および軽度介護給付金の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、公的介護保険制度（別表3）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法が指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）

第31条 この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第32条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（生存給付金特則）

第33条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承

諾を得て、この特約にこの特則を付加することができます。

2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定のほか、つぎのとおり生存給付金を支払います。

支払額	受取人	支払事由
生存給付金額	保険契約者	被保険者が、つぎの時に生存しているとき (1) この特約の保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の前日の満了時 (2) この特約の保険期間の満了時

3. 生存給付金の受取人は、前項に定める者以外の者に変更することはできません。
4. 生存給付金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 生存給付金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 前号の規定によりすえ置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったときまたは主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険金の支払により消滅するときは、すえ置かれた生存給付金（主契約が消滅した時に支払事由が生じた生存給付金を含みます。）は、主契約の保険金とともにその受取人に支払います。
 - (3) 第1号の規定により生存給付金をすえ置く場合に、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときには、会社は、生存給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
5. 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第2項および第3項の規定は、本条による生存給付金の支払の場合に準用します。
6. この特則の保険期間および保険料払込期間は、この特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
7. この特則の保険料は、この特約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
8. 保険料払込の猶予期間中に、生存給付金の支払事由が生じた場合には、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定に準じて取り扱います。
9. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。
10. 第20条（特約の返戻金）の規定は、この特則の返戻金の支払の場合に準用します。
11. 前項の規定によるほか、軽度介護給付金の支払

によりこの特約が消滅する場合、この特則の責任準備金を軽度介護給付金とともにその受取人に支払います。

12. この特則の生存給付金額の減額はできません。
13. この特約が更新されるときは、この特則も更新されます。ただし、更新前のこの特約の保険料払込が免除された場合は、この特則は更新されません。
14. この特則に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除きこの特約の規定を準用します。

(認知障害給付金不担保特則)

第34条 つぎの各号の場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。

- (1) 認知障害給付金が支払われた場合
認知障害給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。
- (2) 第2条（給付金の支払）第3項の規定が適用される場合
この特約の締結時よりこの特約にこの特則が付加されていたものとして取り扱います。
2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、認知障害給付金を支払いません。
3. この特則のみの解約はできません。

(要支援給付金不担保特則)

第35条 要支援給付金が支払われた場合、要支援給付金の支払後、第24条（特約の更新）の規定により、この特約が更新されるときは、更新後のこの特約にこの特則を付加します。

2. この特則を適用するこの特約については、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 要支援給付金を支払いません。
 - (2) 軽度介護給付金の支払額は、特約基準金額の80%とします。
3. この特則のみの解約はできません。

(定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読

み替えます。

(終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約を終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものととして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものととして取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第21条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
 - (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごとと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごとと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

(養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第38条 この特約を養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 前号の場合、第24条（特約の更新）第3項中「更新前のこの特約の保険期間と同一」とあるのは「更新後の主契約の保険期間と同一」と読

み替えます。

- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の保険金の受取人」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第39条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払に関する補則）第1項および第8項中「高度障害保険金」とあるのは「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第20条（特約の返戻金）第2項および第3項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の年金」と読み替えます。
- (5) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは、主契約が収入保障保険の場合は「主契約の基本年金月額」と、主契約が低解約返戻金型収入保障保険の場合は「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (6) 第33条（生存給付金特則）第4項第2号の全文をつぎのとおり読み替えます。

『
(2) 前号の規定によりすえ置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、主契約が消滅したときまたは主契約の年金の支払事由に該当したときに保険契約者に支払います。ただし、主契約の年金が支払われるときは、すえ置かれた生存給付金は、主契約の年金とともにその受取人に支払います。』

- (7) この特約の更新については、第36条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。

（解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合の特則）

第40条 この特約を解約返戻金抑制型医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払に関する補則）第1項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「給付金の受取人」と、第8項中「主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由」とあるのは「高度障害状態（別表5）を原因として主契約の保険料払込が免除される場合でも、その保険料払込の免除事由」と読み替えます。

ます。

- (2) 第4条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める給付金」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の責任開始期）第2項第4号中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の給付金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第20条（特約の返戻金）第3項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『
3. この特約が次条第3号の規定によって消滅した場合、この特約の責任準備金を保険契約者に払い戻します。』

- (5) 第24条（特約の更新）第11項中「特約の保険金もしくは給付金」とあるのは「特約の保険金、給付金もしくは一時金」と読み替えます。
- (6) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付金日額」と読み替えます。
- (7) この特約の更新については、第36条（定期保険または低解約返戻金型長期定期保険に付加した場合の特則）の規定を準用します。
- (8) 給付金の受取人による保険契約の存続に関する主約款の規定の適用に際しては、同規定の第3項のつぎに、つぎの第4項を加えます。

『
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、軽度介護給付金の支払事由が生じ、会社が軽度介護給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、軽度介護給付金の受取人に支払います。』

別表1 請求書類

(1) 給付金の請求書類

項目	必要書類
1 認知障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 要支援給付金 軽度介護給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3 生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 認知障害

1. 認知症

(1) 「認知症」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の器質性認知症に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 軽度認知障害

「軽度認知障害」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF06.7「軽症認知障害」に規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の軽症認知障害に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

備考

つぎの傷病名は「軽症認知障害」と同義とします。

- ・軽度認知障害
- ・軽度認知機能障害
- ・MC I

別表3 公的介護保険制度、要支援1または要支援2、要介護1以上

「公的介護保険制度」、「要支援1または要支援2」、「要介護1以上」とは、つぎのものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度
(2) 要支援1または要支援2	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第2条第1項に定める要支援1または要支援2の状態
(3) 要介護1以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態

別表4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの1.または2.のいずれかに該当する状態をいいます。

1. 認知症による要介護状態

医師の資格をもつ者により別表2に規定する認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。ただし、見当識障害は、別表2に規定する認知症の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 日常生活動作における要介護状態

つぎの各号のいずれかに該当して他人の介護を要する状態。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

【備考1】意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考2】見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

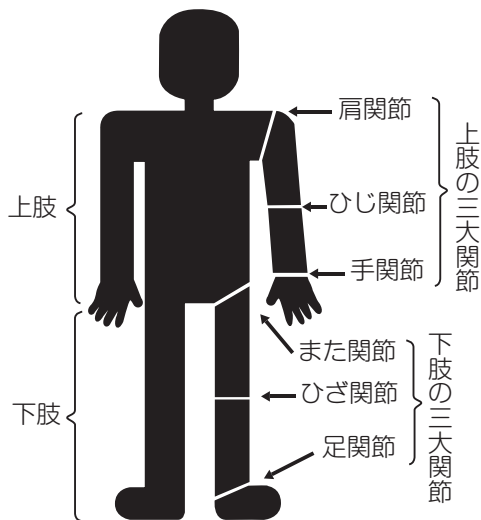
1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【身体部位の名称図】



退院後通院特約条項 目次

この特約の概要

第1条	通院給付金の支払
第2条	通院給付金の請求、支払時期および支払場所
第3条	特約保険料の払込免除
第4条	特約の締結
第5条	特約の責任開始期
第6条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第7条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第8条	特約の失効
第9条	特約の復活
第10条	詐欺による取消
第11条	不法取得目的による無効
第12条	告知義務
第13条	告知義務違反による解除

第14条	特約を解除できない場合
第15条	重大事由による解除
第16条	特約の解約
第17条	特約の返戻金
第18条	特約の消滅とみなす場合
第19条	通院給付金日額の減額
第20条	特約の契約者配当
第21条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第22条	時効
第23条	管轄裁判所
第24条	主約款の規定の準用

別表1	請求書類
別表2	異常分娩
別表3	通院
別表4	病院または診療所

退院後通院特約条項

(令和3年7月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が疾病または傷害の治療を目的として入院した後、その入院の原因となった疾病または傷害の治療を目的として一定期間中に所定の通院をしたときに通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(通院給付金の支払)

第1条 この特約の給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
			被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす通院をしたとき (1) つぎの④および②をともに満たす入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間(以下「支払対象期間」といいます。)中の通院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為

通院給付金	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の給付金の受取人
$\text{通院給付金日額} \times \text{支払対象期間内の、支払事由に該当した日数}$	<p>① この特約の責任開始期(復活の取扱いが行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)以後に発生した疾病(別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。)または傷害を直接の原因とする入院</p> <p>② 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院</p> <p>(2) 前(1)に定める入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院(別表3に定めるところによります。以下同じ。)であること</p> <p>(3) 別表4に定める病院または診療所における通院であること</p>

- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争その他の変乱

2. この特約の通院給付金日額が変更された場合には、通院給付金の支払額は、各日現在の通院給付金日額にもとづいて計算します。
 3. 被保険者が2回以上入院した場合で、それらの入院が主約款の規定により1回の入院とみなされるときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 2回以上の入院のうち最終の入院（1回の入院の入院給付金が支払われた日数が1回の入院についての支払日数の限度をこえる場合は、その支払日数が支払日数の限度となる日を含んだ入院。以下本項において同じ。）の退院日を第1項に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日前までの間に通院した場合は、入院の直接の原因の治療を目的とする通院については、支払対象期間中の通院とみなします。
 4. この特約による通院給付金の支払は、1回の入院（主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその支払対象期間について支払日数（通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）30日を限度とします。
 5. 被保険者が異なる疾病または傷害を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる疾病または傷害を併発したとき（併発したそれぞれの疾病または傷害について入院の必要がある場合に限り、）は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) その入院の退院日の翌日を支払対象期間の起算日とします。
 - (2) 併発した疾病または傷害による入院の直接の原因の治療を目的とした通院について、本条を適用し、通院給付金を支払います。
 - (3) 支払日数の限度は、つぎに定めるとおりとします。
 - ① 疾病による支払日数を通算して30日
 - ② 傷害による支払日数を通算して30日
 6. つぎの場合、通院給付金は重複しては支払いません。
 - (1) 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき
 - (2) 被保険者が2以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
 7. 被保険者が入院している日に第1項に定める通院（入院を開始した日と同一の日に通院したときおよび退院日と同一の日に通院したときを含みます。）をしたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金を支払いません。
 8. 主約款の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1095日に達したために第18条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によってこの特約が消滅した場合は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) この特約の消滅前に開始した支払対象期間がこの特約の消滅後も継続しているときは、その支払対象期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
 - (2) この特約の消滅前に開始した入院がこの特約の消滅後も継続しているときは、その入院の退院後における支払対象期間中の通院をこの特約の有効中の通院とみなします。
 9. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に入院を開始した場合でも、つぎの各号のときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - (2) この特約の締結または復活の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 10. 通院給付金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。
- （通院給付金の請求、支払時期および支払場所）**
- 第2条** 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または通院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 通院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、通院給付金を請求してください。
 3. 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による通院給付金の支払の場合に準用します。
- （特約保険料の払込免除）**
- 第3条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- （特約の締結）**
- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- （特約の責任開始期）**
- 第5条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、一時金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、通院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第7条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 通院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第8条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第9条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（詐欺による取消）

- 第10条** この特約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第11条** 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

（告知義務）

- 第12条** 会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第13条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除し

ます。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約を解除できない場合)

第14条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第15条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった

日から5年を経過しない者を含みます。）
、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (イ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ロ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による通院給付金の支払または特約保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに通院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第17条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

- (2) 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1095日に達したとき。ただし、主契約に特定3疾病入院無制限特則または特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合を除きます。

(通院給付金日額の減額)

第19条 保険契約者は、いつでも、通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその通院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、通院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の契約者配当)

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第21条 主契約の入院給付金日額を減額した場合に、減額後の主契約の入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで通院給付金日額を減額します。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとしします。

2. 前項の規定により、通院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(時効)

第22条 給付金その他この特約に基づく諸支払金を支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(管轄裁判所)

第23条 この特約における通院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
通院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 通院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	〇80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	〇81
帝王切開による単胎分娩	〇82
その他の介助単胎分娩	〇83
多胎分娩	〇84

別表3 通院

「通院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、別表4に定める病院または診療所において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療または柔道整復師による施術を受けることをいいます。（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みません。）

なお、「治療を目的とした通院」には、美容上の処置による通院、異常分娩以外の分娩による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（柔道整復師法に定める施術所を含みます。ただし、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合に限ります。）
2. 前号の場合と同等な日本国外にある医療施設

特定8疾病・特定感染症入院特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払限度の型および支払限度
- 第2条 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払
- 第3条 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払に関する補則
- 第4条 特定8疾病・特定感染症入院給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の責任開始期
- 第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 詐欺による取消
- 第13条 不法取得目的による無効
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除

- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返戻金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 入院給付金日額の減額
- 第22条 特約の契約者配当
- 第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第24条 時効
- 第25条 法令の改正に伴う支払事由の変更
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 特定3疾病入院無制限特則
- 第29条 特定8疾病入院無制限特則
- 別表1 請求書類
- 別表2 対象となる特定3疾病・特定8疾病
- 別表3 対象となる特定感染症
- 別表4 病院または診療所
- 別表5 入院

特定8疾病・特定感染症入院特約条項

(令和6年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に特定8疾病または特定感染症の治療を目的として入院した場合に、特定8疾病・特定感染症入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
30日型	30日
60日型	60日
120日型	120日

(特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払限度の型および支払限度)

- 第1条** 保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
2. 前項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。
3. この特約による被保険者の特定8疾病・特定感染症入院給付金の1回の入院（第3条（特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払に関する補則）の規定により、1回の入院とみなされる場合を含みます。以下本項において同じ。）についての支払限度は、支払日数（特定8疾病・特定感染症入院給付金を支払う日数。以下同じ。）により、第1項の型に応じつぎのとおりとします。

4. 特定8疾病・特定感染症入院給付金の通算支払限度は、各型とも同じく、支払日数を通算して1095日とします。

(特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払)

- 第2条** この特約の給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
特定8疾病・特定感染症入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額×入院日数。 ただし、入院日数が5日未満のときは、入院日数を5日とみなします。	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の給付金の受取人	被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した別表2に定める特定8疾病（以下「特定8疾病」といいます。）または別表3に定める特定感染症（以下「特定感染症」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) 特定8疾病または特定感染症の治療を目的とすること (3) 入院日数が1日以上であること (4) 別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかによって特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に該当した場合には、特定8疾病・特定感染症入院給付金は支払いません。ただし、第3号または第4号の原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特定8疾病・特定感染症入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 地震、噴火または津波
- (4) 戦争その他の変乱

3. 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払額の計算にあたって、入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額を基準とします。ただし、入院日数が1日以上5日以内の特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払額の計算については、入院開始の日現在の入院給付金日額を基準とします。

4. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に入院した場合でも、つぎの各号のときは、その原因

はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - (2) この特約の締結または復活の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
5. 特定8疾病・特定感染症入院給付金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が同一の特定8疾病（病名を異にする場合でも、別表2中同一の特定8疾病の種類に属する疾病および特定8疾病の種類を異にしても医学上重要な関係があると会社が認めた疾病（備考3参照）は、同一の特定8疾病として取り扱います。以下同じ。）または同一の特定感染症の治療を目的として、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の特定8疾病または同一の特定感染症による入院でも、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな特定8疾病または特定感染症による入院として取り扱います。

2. 会社は、被保険者が、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる特定8疾病または特定感染症を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定8疾病または特定感染症を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定8疾病または特定感染症により継続して入院したものとみなします。

（特定8疾病・特定感染症入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特定8疾病・特定感染症入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特定8疾病・特定感染症入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特定8疾病・特定感染症入院給付金を請求してください。

3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、一時金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、特定8疾病・特定感染症入

院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。

5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 特定8疾病・特定感染症入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第12条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要しま

す。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約を解除できない場合)

- 第16条** 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会

社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第17条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（特約保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大である、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (A) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この特約を含む保険契約または他の保険契約（保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っているときは、会社

は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約の解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第19条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第20条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 第2条(特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払)の規定による特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したとき

(入院給付金日額の減額)

第21条 保険契約者は、いつでも、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第23条 主契約の入院給付金日額を減額した場合に、減額後の主契約の入院給付金日額に対するこの特約の入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のその入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとして扱います。

2. 前項の規定により、この特約の入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(時効)

第24条 給付金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使

しない場合には消滅します。

(法令の改正に伴う支払事由の変更)

第25条 会社は、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由にかかわる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正が、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由を変更することがあります。

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。

3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。

4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

- (1) 支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における特定8疾病・特定感染症入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特定3疾病入院無制限特則)

第28条 主契約に特定3疾病入院無制限特則が付加されている場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。

2. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払限度の型および支払限度)第3項および第4項の規定にかかわらず、1回の入院についての支払日数の限度に達した日または通算支払日数の限度に達した日の翌日以後に、被保険者が、別表2に定める特定3疾病(以下本項において「特定3疾病」といいます。)の治療を直

接の目的として特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の特定8疾病・特定感染症入院給付金を支払います。この場合、第3条（特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払に関する補則）第2項の規定にかかわらず、1回の入院についての支払日数の限度に達した日または通算支払日数の限度に達した日の翌日以後に、特定3疾病の治療を直接の目的として入院していることを要します。

- (2) 第3条第1項中「特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払われることとなった最終の入院」とあるのは「特定8疾病・特定感染症入院給付金（第28条（特定3疾病入院無制限特則）第2項第1号の規定により支払われる特定8疾病・特定感染症入院給付金を除きます。）の支払われることとなった最終の入院」と読み替えます。
 - (3) 第1号の規定により支払われる特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払日数は、第1条第4項に規定する特定8疾病・特定感染症入院給付金の通算支払限度に含みません。
 - (4) 第20条（特約の消滅とみなす場合）第1項第2号の規定は適用しません。
3. この特則のみの解約はできません。

（特定8疾病入院無制限特則）

第29条 主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、会社はこの特約にこの特則を付加します。

2. この特則を適用するこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条（特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払限度の型および支払限度）第3項および第4項の規定にかかわらず、1回の入院についての支払日数の限度に達した日または通算支払日数の限度に達した日の翌日以後に、被保険者が、特定8疾病の治療を直接の目的として特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合には、その入院日数分の特定8疾病・特定感染症入院給付金を支払います。この場合、第3条（特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払に関する補則）第2項の規定にかかわらず、1回の入院についての支払日数の限度に達した日または通算支払日数の限度に達した日の翌日以後に、特定8疾病の治療を直接の目的として入院していることを要します。
 - (2) 第3条第1項中「特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払われることとなった最終の入院」とあるのは「特定8疾病・特定感染症入院給付金（第29条（特定8疾病入院無制限特則）第2項第1号の規定により支払われる特定8疾病・特定感染症入院給付金を除きます。）の支払われることとなった最終の入院」と読み替え

ます。

- (3) 第1号の規定により支払われる特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払日数は、第1条第4項に規定する特定8疾病・特定感染症入院給付金の通算支払限度に含みません。
 - (4) 第20条（特約の消滅とみなす場合）第1項第2号の規定は適用しません。
3. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
特定8疾病・特定感染症入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 特定8疾病・特定感染症入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる特定3疾病・特定8疾病

1. 対象となる特定3疾病・特定8疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下表に「○」が記載されているものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合には、旧分類の特定3疾病・特定8疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード	対象となる特定3疾病	対象となる特定8疾病
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14	○	○
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26	○	○
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39	○	○
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41	○	○
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44	○	○
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49	○	○
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50	○	○
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58	○	○
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63	○	○
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68	○	○
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72	○	○
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75	○	○
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80	○	○
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96	○	○
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97	○	○
	上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09	○	○
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	○	○
	骨髄異形成症候群	D46	○	○

	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
糖尿病	糖尿病	E10-E14		○	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09	○	○	
	虚血性心疾患	I20-I25	○	○	
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28	○	○	
	その他の型の心疾患	I30-I52	○	○	
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15		○	
	大動脈瘤及び解離	I71		○	
脳血管疾患	脳血管疾患	I60-I69	○	○	
	一過性脳虚血発作及び関連症候群（G45）のうち、 ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性及び両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	腎疾患	糸球体疾患	N00-N08		○
		腎尿細管間質性疾患	N10-N16		○
		腎不全	N17-N19		○
	肝疾患	ウイルス性肝炎	B15-B19		○
肝疾患		K70-K77		○	
脾疾患	急性脾炎	K85		○	
	その他の脾疾患	K86		○	

2. 上記1. において「がん」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の高度異形成は、上記1. および2. の「がん」に該当します。

備考

1. 治療を目的とした入院
治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
2. 入院日数が1日の入院
入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。
なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
3. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、つぎのような関係をいいます。
 - ・高血圧症とそれに起因する心疾患、腎疾患あるいは脳卒中
 - ・糖尿病とそれに起因する腎症あるいは網膜症
 - ・乳がんとその転移による肺がん
 - ・胃がんとその転移による肝臓がん

別表3 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、入院の時点における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます。）第6条第2項から第4項までまたは同条第8項に規定されているつぎの疾病とします。

なお、入院中に感染症法が改正された場合、各日現在の感染症法によるものとします。

- (1) 一類感染症
- (2) 二類感染症
- (3) 三類感染症
- (4) 指定感染症

(注) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間に支払事由が生じた場合は、対象となる特定感染症に含めます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等な日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

先進医療特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 先進医療給付金の支払
- 第2条 先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の締結
- 第5条 特約の責任開始期
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 詐欺による取消
- 第11条 不法取得目的による無効
- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 特約を解除できない場合

- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の返戻金
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 特約の更新
- 第20条 特約の契約者配当
- 第21条 時効
- 第22条 法令の改正等に伴う支払事由の変更
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 先進医療給付金の代理請求に関する特則

- 別表1 請求書類
- 別表2 療養
- 別表3 先進医療
- 別表4 公的医療保険制度
- 別表5 異常分娩

先進医療特約条項

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けたときに、その技術料に応じた先進医療給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(先進医療給付金の支払)

第1条 この特約の給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
先進医療給付金	被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額。（費用には、別表4に定める法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）、先進医療以外の評価療養のための	主たる被保険者（以下「主契約」といいます。）の給付金の受取人	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす別表2に定める療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の

費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。）	下同じ。）以後に生じた傷害または疾病（別表5に定める異常分娩を含みます。）を直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
---	--	---

2. 先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2,000万円をもって限度とします。
3. 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した原因によって、この特約の責任開始期以後に療養を受けた場合でも、この特約の締結または復活の際の告知等により、会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかつ

たときは、その原因はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

4. 先進医療給付金の受取人は、第1項に定める者以外の者に変更することはできません。
5. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により先進医療給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により先進医療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、先進医療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所)

第2条 先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または先進医療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 先進医療給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、先進医療給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による先進医療給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第3条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときにも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(特約の締結)

第4条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の取扱方法に従い、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第5条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. 会社が特約付加の申込を承諾した場合には、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付して、承諾の通知にかえます。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名および契約日時点の年齢
- (4) 主契約の給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 主契約および付加する特約の種類
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険金、給付金、一時金等の額およびその支払方法
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日（ただし、主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、「契約日」を「契約日および特約の中途付加日」と読み替えます。）
- (11) 保険証券を作成した年月日

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第6条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めま

2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
3. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
4. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、先進医療給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとし

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第7条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による先進医療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 先進医療給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(詐欺による取消)

第10条 この特約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第11条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約を無効とし、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第12条 会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由および特約保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第13条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約を解除できない場合)

第14条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。

(2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき。

(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

2. 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第15条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（特約保険料払込の免除

を含みます。以下本項において同じ。)を詐取る目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この特約を含む保険契約または他の保険契約(保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。)が重大事由によって解除されることなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 先進医療給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金の支払または特約保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに先進医療給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第17条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 第1条(先進医療給付金の支払)の規定による先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の取扱方法に従い、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があるときは、会社の定める範囲内でこの特約の保険期間を短縮して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の先進医療給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金、給付金もしくは一時金の支払事由が生じたときは、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
10. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
11. この特約が更新された場合には、新たな保険証券の交付にかえて、特約更新通知書（主契約とともにこの特約が更新された場合には、第5条（特約の責任開始期）第2項に規定する保険証券）を保険契約者に交付し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 先進医療給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
12. 第2項第2号の規定にかかわらず、この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されるこ

とがあります。

（特約の契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（時効）

第21条 給付金その他この特約に基づく諸支払金の支払または特約保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

（法令の改正等に伴う支払事由の変更）

第22条 会社は、先進医療給付金の支払事由にかかわるつぎのいずれかの事由が、先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金の支払事由を変更することができます。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度（別表4）等の改正

(2) 医療技術の変化

2. 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。

3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとし、

4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) 支払事由の変更を承諾する方法

(2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）

第23条 この特約における先進医療給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（先進医療給付金の代理請求に関する特則）

第25条 平成30年4月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合

を除きます。

2. この特則を適用したこの特約については、先進医療給付金の受取人が被保険者で、被保険者に先進医療給付金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代わって先進医療給付金を請求することができます。
3. 前項の規定により会社が先進医療給付金を代理人に支払った場合には、その後その先進医療給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
先進医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑登録証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 先進医療

この特約の給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律の規定に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた時点において、別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 公的医療保険制度

公的医療保険制度とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	〇80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	〇81
帝王切開による単胎分娩	〇82
その他の介助単胎分娩	〇83
多胎分娩	〇84

備 考

薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 保険契約者代理人による手続
- 第3条 保険契約者代理人の指定および変更
- 第4条 告知義務違反等による解除の通知
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅とみなす場合
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 主契約に指定代理請求特約が付加されている場合の特則

- 第9条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
- 第10条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
- 第11条 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則
- 第12条 収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
- 第13条 学資保険に付加した場合の特則

別表 請求書類

保険契約者代理特約条項

(令和6年4月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者が手続を自ら行なうことができない会社所定の事情があるときに、所定の代理人が保険契約者に代わって手続を行なうことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の取扱方法に従い、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(保険契約者代理人による手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかの事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、次条の規定によりあらかじめ指定または変更された保険契約者代理人が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。

- (1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 保険契約者代理人が行なうことができる手続（以下「代理手続」といいます。）は、つぎの各号に定めるとおりとします。
- (1) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項に定める保険契約者が行なうことができる手続
 - (2) 保険契約者と主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金（以下「保険金等」といいます。）の

受取人が同一人である場合の保険金等の受取人が行なうことができる手続

3. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に定める手続を除きます。
 - (1) 保険契約者の変更手続
 - (2) 保険金等の受取人の変更手続
 - (3) 告知を要する手続
 - (4) 保険契約者代理人の変更手続
 - (5) 指定代理請求人の変更手続
 - (6) 保険金等の受取人が主契約の被保険者と定められている場合の請求手続
4. 保険契約者代理人が代理手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当する者であることを要します。ただし、第5号、第6号および第7号に該当する者は、当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
 - (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 保険契約者の直系血族
 - (3) 保険契約者の3親等内の血族
 - (4) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - (5) 前号以外の者で、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - (6) 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - (7) その他保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行なっている者と同等の関係にある者
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各

号に定める状態に該当させた者は、代理手続を行なうことができません。

6. 会社が代理手続により保険金等その他この保険契約に基づく諸支払金を支払った場合には、その後重複して同一の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金等その他この保険契約に基づく諸支払金の請求の場合に準用します。

(保険契約者代理人の指定および変更)

- 第3条** この特約を付加した場合には、保険契約者は、あらかじめ前条第4項に定める範囲内で1人の者を保険契約者代理人として指定してください。
2. 保険契約者は、保険契約者代理人を前条第4項に定める範囲内で他の1人の者に変更することができます。
 3. 前項の規定により、保険契約者が保険契約者代理人の変更をするときは、別表に定める必要書類を会社に提出してください。
 4. 第2項の規定により保険契約者代理人の変更を行なった後は、変更前の保険契約者代理人は代理手続を行なうことはできません。
 5. 第3項の必要書類が会社に到達する前に、保険契約者が変更後の保険契約者代理人として指定した者から代理手続の請求を受けても、会社は、これを取り扱いません。
 6. 第2項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者に通知します。

(告知義務違反等による解除の通知)

- 第4条** この特約が付加されている場合で、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、会社が正当な理由により主約款または主契約に付加されている特約の特約条項に定める通知先のいずれにも通知できないときは、保険契約者代理人に解除の通知をします。

(特約の解約)

- 第5条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第6条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者が死亡したとき
 - (2) 保険契約者が変更されたとき
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (4) 保険契約者代理人が死亡、その他法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき
2. 前項第4号に該当したときは、保険契約者はす

みやかに会社に通知してください。

(主約款の規定の準用)

- 第7条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に指定代理請求特約が付加されている場合の特則)

- 第8条** 主契約に指定代理請求特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 指定代理請求人による請求が可能である手続は代理手続から除きます。
 - (2) 指定代理請求特約条項第3条（保険金等の代理請求）第3項に定める指定代理請求人が請求できない場合の代理請求人による請求手続は取り扱いません。ただし、保険契約者代理人による請求が可能である場合に限りです。

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

- 第9条** この特約が付加された主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合には、年金支払開始日にこの特約は消滅します。ただし、主契約のうち年金支払に移行しない部分および主契約に付加された特約のうち有効に継続している保険金等がある特約については、この特約は継続するものとします。
2. 5年ごと利差配当付年金支払移行特約により一部が年金支払に移行された主契約または年金支払開始日以後も保険金等がある特約が有効に継続している主契約にこの特約が付加された場合、主契約のうち年金支払移行部分には、この特約を適用しません。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

- 第10条** この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合、主契約の年金支払開始日にこの特約は消滅します。ただし、主契約に付加された特約のうち有効に継続している保険金等がある特約については、この特約は継続するものとします。
2. この特約を主契約の年金支払開始日以後も保険金等がある特約が有効に継続している主契約に付加した場合、主契約には、この特約を適用しません。

(3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則)

- 第11条** この特約を3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合、主契約の年金支払開始日にこの特約は消滅します。

(収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則)

第12条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合、主契約の第1回の年金の支払日にこの特約は消滅します。

(学資保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約を学資保険に付加した場合、主契約の学資年金支払開始日にこの特約は消滅します。

別表 請求書類

項目	必要書類
1 代理手続	(1) 主約款および各特約に定める各手続の請求書類 (2) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (3) 保険契約者代理人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し（保険契約者代理人が保険契約者と生計を一にしていることを証する必要がある場合） (5) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (6) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2 保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

指定代理請求特約条項 目次

この特約の概要	第11条	主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
第1条 特約の締結	第12条	5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則
第2条 特約の対象となる保険金等	第13条	5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合の特則
第3条 保険金等の代理請求	第14条	医療保険に付加した場合の特則
第4条 指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	第15条	収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則
第5条 告知義務違反等による解除の通知	別表	請求書類
第6条 特約の解約		
第7条 特約の消滅		
第8条 主約款等の代理請求等に関する規定の不適用		
第9条 主約款の規定の準用		
第10条 主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則		

指定代理請求特約条項

(令和4年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、所定の代理人が保険金等の受取人に代わって請求を行なうことを可能とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の取扱方法に従い、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金のうち、主契約の被保険者が受け取ることとなるもの
- (2) 主契約および主契約に付加されている特約の保険金、給付金、一時金、年金および祝金のうち、主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなるもの
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除

(保険金等の代理請求)

第3条 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は

保険契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、次条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けていない場合。ただし、主治医等から告知を受けていないことに相当の理由があり、かつ、悪性新生物等の特定の傷病を対象とする保険金等について、受取人が自身の傷病名を知らないために当該保険金等を請求することができないと会社が認めた場合に限り、
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当するであることを要します。ただし、第5号、第6号および第7号に該当する者は、当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (5) 前号以外の者で、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者

- (6) 主契約の被保険者の財産管理を行なっている者
 - (7) その他主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行なっている者と同等の関係にある者
3. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合、請求時に前項に定める範囲外である場合（指定代理請求人が指定されていないときを含みます。）または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、別表に定める必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
- (1) 請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約または主契約に付加されている特約の死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
4. 前項の場合で、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときは、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
5. 前4項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。
7. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金等の請求の場合に準用します。

(指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回)

- 第4条** この特約を付加した場合には、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ前条第2項各号に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定することができます。
2. 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を前条第2項に定める範囲内で他の1人の者に変更指定することができます。
 3. 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。また、保険契約者は、本項の規定により指定代理請求人の指定を撤回した後、主契約の被保険者の同意を得て、新たに前条第2項に定める範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定することができます。
 4. 前2項の規定により、保険契約者が指定代理請求人の指定（変更指定を含みます。以下、本条において同じ。）または指定の撤回をするときは、別表に定める必要書類を会社に提出してください。
 5. 前項の必要書類が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 6. 第2項または第3項の変更の手続が完了したときは、会社は、変更後の契約内容を保険契約者に通知します。

(告知義務違反等による解除の通知)

- 第5条** この特約が付加されている場合で、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、会社が正当な理由により主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

(特約の解約)

- 第6条** この特約のみの解約はできません。

(特約の消滅)

- 第7条** 主契約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

(主約款等の代理請求等に関する規定の不適用)

- 第8条** この特約が付加された場合には、主約款および主契約に付加されている特約中の、指定代理請求人に関する規定および代理人による給付金または一時金の請求に関する規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

- 第9条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合の特則)

- 第10条** 主契約に収入保障特約または低解約返戻金型収

入保障特約（以下「収入保障特約等」といいます。）が付加されている場合で、収入保障特約等の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われ、かつ、この特約が消滅したときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとしします。

（主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第11条 第2条（特約の対象となる保険金等）中の「保険金等」には、5年ごと利差配当付年金支払移行特約により支払われる年金は含みません。

（5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合の特則）

第12条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険、3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険または積立利率変動型個人年金保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとしします。

2. 主契約の年金支払開始日以後、主契約に付加された特約のうち、保険金等がある特約が有効に継続している場合には、前項の規定は適用しません。

（5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合の特則）

第13条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険または学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）における、主契約の被保険者の同意を得る取扱は適用しません。

(2) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と、第3号中「主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除」とあるのは「保険料払込の免除（保険契約者が死亡したことによるものを除きます。）」と読み替えます。

(3) 第3条（保険金等の代理請求）および別表中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(4) この特約を学資保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請

求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとしします。

（医療保険に付加した場合の特則）

第14条 この特約を医療保険に付加した場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

（収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合の特則）

第15条 この特約を収入保障保険または低解約返戻金型収入保障保険に付加した場合で、主契約の第1回の年金が支払われたときは、この特約は消滅します。ただし、主契約の第1回の年金が指定代理請求人または代理請求人により請求され支払われたときは、年金の受取人が年金を請求できない特別な事情が継続する場合に限り、第2回以後の年金をその指定代理請求人または代理請求人が請求できるものとしします。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人または代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人もしくは代理請求人の健康保険被保険者証の写し（指定代理請求人または代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合） (5) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の指定、指定の撤回	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加される保険給付のある特約のうち会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に主特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。
 - (1) 主契約および主特約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
 - (2) 主契約および主特約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
 - (3) 主契約の契約日後に主特約を付加する際に適用する場合
付加する主特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約（以下「主契約等」といいます。）に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

- (1) 保険金削減支払法
 - (ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、主約款もしくは主特約の特約条項（以下「主約款等」といいます。）に定める特定の疾病により所定の状態に該当または主約款等に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときは、主約款等の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約等または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約等については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額につぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が傷害（主約款等に定める不慮の事故またはそれ以外の外因による傷害をいいます。以下同じ。）または別表1に定める感染症（以下「感染症」といいます。）により、死亡または高度障害状態になったときは、保険金の削減はしません。
- (2) 給付金削減支払法
 - 適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者がつぎのいずれかに該当するときは、主約款等の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、傷害または感染症による場合は、給付金の削減はしません。
 - (ア) 入院をしたとき
 - (イ) 手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
 - (ウ) 先進医療による療養を受けたとき
 - (エ) 入院して退院したとき
 - (オ) 通院をしたとき
 - (3) 特別保険料領収法
 - (ア) 主契約等の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約等の保険料とします。
 - (イ) 主約款等の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (ウ) 特別保険料に対する解約返戻金はありません。
 - (4) 特定疾病・部位不担保法
 - (ア) 適用日から起算して会社が定める不担保期間内に、別表2に定める疾病および身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病もしくは責任開始期前に発生した傷害（以下本(ア)において「疾病等」といいます。）

す。)によりつぎのいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、感染症による場合を除きます。

- (a) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院をしたとき
 - (b) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
 - (c) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等を原因として先進医療による療養を受けたとき
 - (d) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院して退院したとき
 - (e) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として通院をしたとき
 - (イ) 前(ア)の規定が適用される入院について、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。
- (5) 特定高度障害状態不担保法
被保険者が眼球および眼球附属器に生じた疾病または責任開始期前に発生した傷害により、高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当するときは、高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金等を含みます。）を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。ただし、感染症による場合を除きます。
2. 保険金削減支払法が適用された収入保障保険普通保険約款、低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款、収入保障特約条項および低解約返戻金型収入保障特約条項の規定により遺族年金、高度障害年金、特約遺族年金もしくは特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号の規定を準用します。
 3. 保険金削減支払法が適用されたがん保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、特約がん保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第1項第1号の規定を準用します。
 4. 保険金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、介護保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第1項第1号の規定を準用し、給付金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により認知症診断給付金を支払うときは第1項第2号の規定を準用します。

(復活の制限)

- 第3条** この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限ります。
2. 前項の規定は、主契約が医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約の場合は適用しません。

ん。

(主約款および特約条項の規定の適用除外)

- 第4条** この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
- (1) 延長定期保険への変更
 - (2) 払済保険への変更
 - (3) 保険期間の変更
 - (4) 保険料払込期間の変更
 - (5) 保険料の払込完了の特則の適用
 - (6) 保険契約の更新
2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。
- (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
 - (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。

備考

更新後の特別条件の適用について

- (1) 特定疾病・部位不担保法が適用された主契約等の保険期間満了の日までに不担保期間が満了せず、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして特定疾病・部位不担保法を適用します。
- (2) 特定高度障害状態不担保法が適用された保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にも特定高度障害状態不担保法を適用します。

別表1 感染症

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうちつぎのものをいいます。(注)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

(注) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病に指定されている間または同条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間は、対象となる感染症に含めます。

別表2 特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

身体部位の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管

16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	腹膜（腹腔内臓器の癒着が生じた場合を含みます。）
39	前立腺
40	頭蓋骨
41	上顎骨、下顎骨および顎関節部
42	肋骨、肋軟骨および胸骨
43	縦隔
44	膣および外陰部
45	骨盤
46	両肩関節部および両鎖骨
47	両股関節部
48	両上肢（両肩関節部を除きます。）
49	両下肢（両股関節部を除きます。）

特定疾病の名称	
50	異常妊娠および異常分娩（帝王切開を含みます。）
51	腎結石および尿路結石
52	副鼻腔炎、蓄膿症、鼻中隔湾曲症および鼻茸
53	扁桃腺炎、扁桃周囲膿瘍、扁桃膿瘍、扁桃周囲炎、扁桃肥大およびアデノイド
54	痔瘻、痔核、脱肛および肛門周囲膿瘍
55	腹壁ヘルニア、癒痕ヘルニアおよび臍ヘルニア
56	網膜剥離および網膜裂孔

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加される保険給付のある特約のうち会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に主特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。
 - (1) 主契約および主特約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
 - (2) 主契約および主特約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
 - (3) 主契約の契約日後に主特約を付加する際に適用する場合
付加する主特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約（以下「主契約等」といいます。）に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

- (1) 保険金削減支払法
 - (ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、主約款もしくは主特約の特約条項（以下「主約款等」といいます。）に定める特定の疾病により所定の状態に該当したまたは主約款等に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときは、主約款等の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約等または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約等については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額に、つぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が傷害（主約款等に定める不慮の事故またはそれ以外の外因による傷害をいいます。以下同じ。）または別表1に定める感染症（以下「感染症」といいます。）により、死亡または高度障害状態になったときは、保険金の削減はしません。
- (2) 給付金削減支払法
 - 適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者がつぎのいずれかに該当するときは、主約款等の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、傷害または感染症による場合は、給付金の削減はしません。
 - (ア) 入院をしたとき
 - (イ) 手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
 - (ウ) 先進医療による療養を受けたとき
 - (イ) 入院して退院したとき
 - (オ) 通院をしたとき
- (3) 特別保険料領収法
 - (ア) 主契約等の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約等の保険料とします。
 - (イ) 主約款等の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (ウ) 特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料領収法が適用される主契約等の規定を準用して計算します。ただし、解約返戻金抑制型医療保険の場合、特別保険料に対する解約返戻金はありません。
 - (イ) 特別保険料に対する解約返戻金または責任準備金の支払その他の取扱は、特別保険料領収法が適用される主契約等の解約返戻金または責任準備金の支払その他の取扱に準じて取り扱います。
- (4) 特定疾病・部位不担保法
 - (ア) 適用日から起算して会社が定める不担保期

間内に、別表2に定める疾病および身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病もしくは責任開始期前に発生した傷害（以下本(ア)において「疾病等」といいます。）によりつぎのいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、感染症による場合を除きます。

- (a) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院をしたとき
 - (b) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として手術、放射線治療または骨髄移植を受けたとき
 - (c) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等を原因として先進医療による療養を受けたとき
 - (d) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として入院して退院したとき
 - (e) 特定疾病または特定部位に生じた疾病等の治療を目的として通院をしたとき
 - (イ) 前(ア)の規定が適用される入院について、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなします。
- (5) 特定高度障害状態不担保法
被保険者が眼球および眼球附属器に生じた疾病または責任開始期前に発生した傷害により、高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当するときは、高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金等を含みます。）を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。ただし、感染症による場合を除きます。
2. 保険金削減支払法が適用された低解約返戻金型収入保障保険普通保険約款および低解約返戻金型収入保障特約条項の規定により遺族年金、高度障害年金、特約遺族年金もしくは特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号の規定を準用します。
 3. 保険金削減支払法が適用されたがん保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、特約がん保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第1項第1号の規定を準用します。
 4. 保険金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により特約死亡保険金、介護保険金または特約高度障害保険金を支払うときは第1項第1号の規定を準用し、給付金削減支払法が適用された介護保障定期保険特約条項の規定により認知症診断給付金を支払うときは第1項第2号の規定を準用します。

(復活の制限)

- 第3条** この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限りします。
2. 前項の規定は、主契約が医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約の場合は適用しません。

(主約款および特約条項の規定の適用除外)

- 第4条** この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定高度障害状態不担保法のときはこの限りではありません。
- (1) 延長定期保険への変更
 - (2) 払済保険への変更
 - (3) 保険期間の変更
 - (4) 保険料払込期間の変更
 - (5) 保険料の払込完了の特則の適用
 - (6) 保険契約の更新
2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。
 - (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定高度障害状態不担保法の場合のときはこの限りではありません。
 - (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定高度障害状態不担保法の場合のときはこの限りではありません。
 - (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定高度障害状態不担保法の場合のときはこの限りではありません。
 - (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法の場合、または特定高度障害状態不担保法の場合のときはこの限りではありません。

備考

更新後の特別条件の適用について

- (1) 特定疾病・部位不担保法が適用された主契約等の保険期間満了の日までに不担保期間が満了せず、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして特定疾病・部位不担保法を適用します。
- (2) 特定高度障害状態不担保法が適用された保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にも特定高度障害状態不担保法を適用します。

別表1 感染症

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうちつぎのものをいいます。(注)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

- (注) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19、病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの。）が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までに規定されている疾病に指定されている間または同条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられている間は、対象となる感染症に含めます。

別表2 特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

身体部位の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭

15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	腹膜（腹腔内臓器の癒着が生じた場合を含みます。）
39	前立腺
40	頭蓋骨
41	上顎骨、下顎骨および顎関節部
42	肋骨、肋軟骨および胸骨
43	縦隔
44	膣および外陰部
45	骨盤
46	両肩関節部および両鎖骨
47	両股関節部
48	両上肢（両肩関節部を除きます。）
49	両下肢（両股関節部を除きます。）

特定疾病の名称	
50	異常妊娠および異常分娩（帝王切開を含みます。）
51	腎結石および尿路結石
52	副鼻腔炎、蓄膿症、鼻中隔湾曲症および鼻茸
53	扁桃腺炎、扁桃周囲膿瘍、扁桃膿瘍、扁桃周囲炎、扁桃肥大およびアデノイド
54	痔瘻、痔核、脱肛および肛門周囲膿瘍
55	腹壁ヘルニア、癒痕ヘルニアおよび臍ヘルニア
56	網膜剥離および網膜裂孔

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎの条件を満たす場合に適用します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金、給付金等があるときは、過不足分をその保険金、給付金等と清算します。
4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

- (1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めの日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めの日とします。また、会社の定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則）

第9条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。
- (2) 第2条（責任開始期および契約日の特則）第2項中「主約款および前項」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (3) 第4条（保険料の払込）第1項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『
1. 保険料は、主約款および責任開始期に関する特約の規定にかかわらず、つぎの各号に定める日（提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

- (1) 第1回保険料
責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の払込期間中の会社の定めの日
- (2) 第2回以後の保険料
払込期月中の会社の定めの日

』
(4) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項の全文をつぎのとおり読み替えます。

『
1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合（提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。）は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たないときには、1か月分の保険料の口座振替を行ない、第1回保険料について払込があったものとしします。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行ないます。
- (3) 前2号の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了の日までに第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

』
(5) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第2項中「第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合」とあるのは「第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合（前項に該当する場合を除きます。）」と読み替えます。

(特約の適用)

- 第1条** この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
 - 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
 - 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合にかぎり、この特約に定める取扱を行いません。

(契約日の特則)

- 第2条** 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金、給付金等があるときは、過不足分をその保険金、給付金等と清算します。
 - 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。
- 前項の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料

率を適用します。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(保険料の払込)

- 第4条** 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。
 - 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定められた日に、会社に払い込まれるものとします。
 - 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
 - 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
 - 前項の場合、保険契約者は、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める猶予期間内に、払込期月が到来している保険料を払い込むことを要します。

(諸変更)

- 第5条** 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者は、クレジットカードによる保険料の払込を停止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

(特約の消滅)

- 第6条** つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- 保険契約が消滅または失効したとき

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
 3. 第1項第6号から第8号に該当した場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

（主契約の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則）

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、第2条（契約日の特則）第1項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および責任開始期に関する特約」と読み替えます。

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき

(ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき

(I) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき

- (2) 団体が前号(ア)から(I)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料を団体を経由して払い込む場合には、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の取扱方法に従い、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

3. 定期保険契約、低解約返戻金型長期定期保険契約、収入保障保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逦増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契

約、医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向って更正します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則)

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項中「主約款」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (2) 第1回保険料の猶予期間中に第2回保険料の猶予期間満了の日が到来するときは、主約款および第6条（猶予期間）第1項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了の日までとします。

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料を団体を經由して払い込む場合には、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りま

とめて払い込んでください。

3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の取扱方法に従い、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
 3. 定期保険契約、低解約返戻金型長期定期保険契約、収入保障保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約および解約返戻金抑制型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
- (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
- (3) 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が会社の定めた金額を下るとき
- (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
- (5) 保険料の前納取扱をしたとき

- (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(責任開始期に関する特約とあわせて付加した場合の特則)

第8条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項中「主約款」とあるのは「主約款および責任開始期に関する特約」と読み替えます。
- (2) 第1回保険料の猶予期間中に第2回保険料の猶予期間満了の日が到来するときは、主約款および第6条（猶予期間）第1項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了の日までとします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

- 転居および住居表示の変更の場合には、当社に必ずお知らせください。
- 名義変更、受取人変更、改姓、保険証券の紛失などの場合には、当社に必ずお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。
- 保険証券は大切に保管してください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、ご遠慮なくお申出ください。



フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

説明事項ご確認のお願い

「ご契約のしおり・約款」には、特約の中途付加にともなう大切なことがらが記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

特に

- お客さまの個人情報に関する取扱い
- 保険金等をお支払いできない場合
- 健康状態や職業などの告知義務
- 中途付加した特約の保障の開始（責任開始期）

などは、ぜひご理解いただきたいことからですので、特に注意してご覧ください。

なお、わかりにくい点がございましたら下記にお問合わせください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03 (6731) 2100 (代表)

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>